

# 大阪府 大阪市公報

発行所  
 大阪市役所  
 大阪市北区中之島1-3-20  
 電話06-6208-7444

## 目次

### 規則

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則…………… 3

大阪市立弘済院事務分掌規則の一部を改正する規則…………… 3

### 市会議決

大阪市会会議規則の一部改正…………… 4

### 告示

大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理審議会委員選挙

において投票を行わない旨の公告…………… 4

大阪産業創造館の駐車場の供用休止の承認…………… 5

一般競争入札の執行(大阪市中央卸売市場本場(市場東棟)で  
 使用する電気の調達等)…………… 5

一般競争入札の執行(大阪市役所本庁舎で使用する電気の調達)…………… 9

一般競争入札の執行(本町幹線下水管渠築造工事)…………… 12

一般競争入札の執行(大隅~十八条幹線下水管渠築造工事(そ  
 の10))…………… 17

総合評価一般競争入札の執行(大阪市国民健康保険等システム  
 及び介護保険システム再構築・運用保守等業務委託)…………… 22

総合評価一般競争入札の執行(大阪市国民健康保険等システム  
 及び介護保険システム再構築開発支援業務委託)…………… 25

一般競争入札の執行(恩貴島抽水所で使用する電気の調達)…………… 28

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告…………… 31

寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定…………… 31

建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和  
 の認定…………… 32

建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和  
 の認定…………… 32

大阪市立住まい情報センターの利用料金の額の承認…………… 33

放置自動車の処理…………… 33

道路法違反物件の除却…………… 34

市道の区域変更…………… 34

大阪市立中央区民センターの供用時間の変更の承認…………… 36

大阪市立中央会館の供用時間の変更の承認…………… 36

証明書発行手数料の徴収及び収納事務委託(大阪市東淀川区役  
 所窓口サービス課(住民情報))…………… 36

大阪市立旭区民センターの供用時間の変更の承認…………… 36

大阪市立鶴見区民センターの供用時間の変更の承認	37
一般競争入札の執行（高速普通紙複写機の借入れ等）	37
落札者等の公示	40
大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の追加指定	41
住民監査請求に対する監査結果の公表	41
公 告	
条件付一般競争入札の執行（土地の一時使用賃貸借）	62
共済組合公告	
大阪市職員共済組合役員の就職	64
大阪市職員共済組合組合会の招集	64
達	
大阪市緊急経済対策本部設置規程の一部改正	65
大阪市事務専決規程の一部改正	65

#### 公布された規則のあらまし

##### 大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 総務局監察部の事務分掌を改めることにしました。
- 2 環境局に理事を新設する等、職の新設について定めることにしました。
- 3 この規則は、平成26年12月1日から施行することにしました。  
(平成26年大阪市規則第207号 人事室人事課)

##### 大阪市立弘済院事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 老人ホームの廃止に伴い事務分掌を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定整備を行うことにしました。
- 3 この規則は、公布の日（平成26年11月27日）から施行することにしました。  
(平成26年大阪市規則第208号 人事室人事課)

#### 公布された規則（市会議決）のあらまし

##### 大阪市会会議規則の一部を改正する規則

- 1 市会議員が本会議の招集に応じる事ができないとき、又は欠席するときの届出理由を例示することにしました。
- 2 この規則は、公布の日（平成26年11月25日）から施行することにしました。  
(市会事務局議事担当)

# 規 則

次に掲げる規則を公布する。

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市立弘済院事務分掌規則の一部を改正する規則

平成26年11月27日

大阪市長 橋 下 徹



## 大阪市規則第207号

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事務分掌規則（昭和24年大阪市規則第133号）の一部を次のように改正する。

第11条監察部監察課の項中第4号を削る。

別表第1中環境局の項を次のように改める。

環境局	理事	1	環境保全に係る調査、企画及び連絡調整に関すること
	理事	1	一部事務組合によるごみ焼却処理事業の実施に係る連絡調整に関すること

別表第3環境局総務部の項中

「

経営改革担当課長	1
----------	---

」

を

「

経営改革担当課長	2
----------	---

」

に改める。

### 附 則

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

(平26. 11. 27揭示済)



## 大阪市規則第208号

大阪市立弘済院事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市立弘済院事務分掌規則（昭和40年大阪市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第7号中「老人ホーム及び」を削り、同項中第8号を削り、第9号を第8号とし、同項第10号中「老人ホーム及び」を削り、同号を同項第9号とし、同項中第11号を第10号とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

（平26. 11. 27揭示済）

## 市 会 議 決

大阪市会会議規則（昭和31年9月30日市会議決）の一部を次のように改正する。

平成26年11月25日

大阪市会議長 床 田 正 勝

第8条中「議員は」を「議員は、公務、疾病、出産その他事故のため」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

（平26. 11. 25揭示済）

## 告 示

**大阪市告示第1570号**

平成26年12月17日に執行する大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理審議会委員（借地権者）選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定による届出がなかったので、同令第26条の規定により投票を行わない旨を公告する。

平成26年11月25日

大阪市長 橋 下 徹

（都市整備局淡路土地区画整理事務所）

（平26. 11. 25揭示済）

### 大阪市告示第1641号

次の施設について、大阪産業創造館条例（平成12年条例第45号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり施設の駐車場の供用休止について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成26年12月5日

大阪市長 橋 下 徹

施設名	施設区分	供用休止日
大阪産業創造館	駐車場	平成26年12月25日（木）から同月27日（土）まで

（経済戦略局産業振興部企業支援課）

### 大阪市告示第1642号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年12月5日

大阪市長 橋 下 徹

#### 1 契約担当

##### (1) 大阪市中央卸売市場本場及び東部市場で使用する電気

〒553-0005 大阪市福島区野田1丁目1番86号

大阪市中央卸売市場本場 業務管理棟15階

大阪市中央卸売市場総務担当

電話 06-6469-7921

##### (2) 大阪市中央卸売市場南港市場で使用する電気

〒559-0032 大阪市住之江区南港南5丁目2番48号

大阪市中央卸売市場南港市場 本館棟2階 大阪市事務所

大阪市中央卸売市場南港市場

電話 06-6675-2012

#### 2 入札に付する事項

##### (1) 調達件名及び予定数量

###### ① 大阪市中央卸売市場本場（市場東棟）で使用する電気

38,902,000kWh

###### ② 大阪市中央卸売市場本場（市場西棟）で使用する電気

8,959,000kWh

###### ③ 大阪市中央卸売市場東部市場で使用する電気（特別高圧）

16,197,000kWh

###### ④ 大阪市中央卸売市場東部市場で使用する電気（高圧）

1,523,000kWh

###### ⑤ 大阪市中央卸売市場南港市場で使用する電気（特別高圧）

8,076,000kWh

###### ⑥ 大阪市中央卸売市場南港市場福利厚生棟で使用する電気（高圧）

51,000kWh

- (2) 調達物件の特質等 入札説明書による。
- (3) 契約期間
  - ① 大阪市中央卸売市場本場及び南港市場福利厚生棟で使用する電気  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
  - ② 大阪市中央卸売市場東部市場及び南港市場（福利厚生棟を除く。）で  
使用する電気  
平成27年5月1日から平成28年4月30日まで
- (4) 履行場所
  - ① 大阪市中央卸売市場本場（市場東棟、業務管理棟、関連棟ほか）
  - ② 大阪市中央卸売市場本場（市場西棟、大規模低温貯蔵庫）
  - ③ 大阪市中央卸売市場東部市場
  - ④ 大阪市中央卸売市場東部市場
  - ⑤ 大阪市中央卸売市場南港市場
  - ⑥ 大阪市中央卸売市場南港市場福利厚生棟

### 3 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、大阪市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、入札公示日の時点で、大阪市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、大阪市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を契約管財局契約部物品等契約担当（電話06-4395-7161）に行えば当該審査を行う（申請の際には、必ずWT0適用入札に係る申請である旨を告げること）。

ただし、平成26年12月26日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 入札参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25・26年度大阪市入札参加資格者名簿に業務委託種目「13その他代行 15電力供給・売買」で登録していること
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項による一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出をしている者であること
- (6) 大阪市電力の調達に係る環境配慮指針に基づく入札参加資格を有すること

なお、入札参加資格を有していない者は、平成26年12月11日（木）までに「大阪市環境に配慮した電力調達評価項目報告書」（<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000017722.html>）を環境局環境施策部環境施策

課に提出すること。大阪市電力調達に係る環境配慮指針に関しては、環境局環境施策部環境施策課（電話06-6630-3217）に問い合わせること

#### 4 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、入札参加申出書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

〒553-0005 大阪市福島区野田1丁目1番86号  
大阪市中央卸売市場本場 業務管理棟15階  
大阪市中央卸売市場総務担当

- (2) 入札説明書等の交付方法

公告の日から平成26年12月26日（金）までの本市休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで（午後0時から午後0時45分までを除く。）上記(1)において交付する。

なお、入札説明書は本市中央卸売市場ホームページから出力することが可能である。

- (3) 入札参加申出書の受付期間

公告の日から平成26年12月26日（金）までの本市休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで（午後0時から午後0時45分までを除く。）

#### 5 入札執行の日時等

入札執行の日時及び場所

平成27年2月10日（火）午前10時

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟15階第3会議室

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成27年2月9日（月）午後5時30分までに必着のこと

#### 6 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要 ただし契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 7 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置又は環境配慮指針に定める「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」第8条第1項に基づく勧告を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

#### 8 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 電気供給のための所要の工事開始又は契約締結のいずれか早い期日までに、環境配慮指針に基づく「グリーン電力証書の大阪市への譲渡予定量報告書」を提出することで入札参加資格が認められた落札者が同証書を無償譲渡しないときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (5) 詳細は入札説明書による。
- (6) 契約の締結は、大阪市における平成27年度予算が発効したときとする。

## 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
  - ① 38,902,000 kWh extra high voltage electricity for the east wing of the Central Wholesale Market (Honjo)
  - ② 8,959,000 kWh extra high voltage electricity for the west wing of the Central Wholesale Market (Honjo)
  - ③ 16,197,000 kWh extra high voltage electricity for the East Wholesale Market (Tobu shijou)
  - ④ 1,523,000 kWh high voltage electricity for the East Wholesale Market (Tobu shijou)
  - ⑤ 8,076,000 kWh extra high voltage electricity for the South Port Wholesale Market (Nanko shijou)
  - ⑥ 51,000 kWh high voltage electricity for the welfare facilities of the South Port Wholesale Market (Nanko shijou)
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:30PM, 26 December, 2014
- (3) The date and time for the submission of tenders:

10:00AM, 10 February, 2015  
(tenders submitted by mail 5:30PM, 9 February, 2015)
- (4) Contact point where tender documents are available:

General Affairs Department, The Osaka Municipal Central Wholesale Markets 1-86, Noda 1-chome, Fukushima-ku, Osaka, 553-0005 TEL 06-6469-7921

South Port Wholesale Market of The Osaka Municipal Central Wholesale Markets 2-48, Nanko-Minami 5-chome, Suminoe-ku, Osaka, 559-0032 TEL 06-6675-2011



(中央卸売市場総務担当)

大阪市告示第1643号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年12月5日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所 4階  
大阪市総務局行政部総務課（総務グループ）  
電話 06-6208-7414

2 入札に付する事項

- (1) 調達件名及び予定数量  
大阪市役所本庁舎で使用する電気 6,834,000kWh
- (2) 調達物件の特質等  
入札説明書による。
- (3) 契約期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (4) 履行場所  
入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加資格有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格申請（以下「資格審査申請」という。）を本市契約管財局契約部契約課業務委託グループ（電話 06-4395-7145）に行えば、当該審査を行う（申請の際には、必ずWTO適用入札に係る申請である旨を告げること）。ただし、平成27年1月8日（木）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25・26年度大阪市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「13その他代行15電力供給・売買」で登録していること
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項による一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出をしている者で、平成27年1月8日時点で事業開始している

こと

- (6) 大阪市電力の調達に係る環境配慮指針に基づく入札参加資格を有すること

なお、入札参加資格を有していない者は、平成26年12月25日（木）までに「大阪市環境に配慮した電力調達評価項目報告書」（<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000017722.html>）を環境局環境施策部環境施策課に提出すること

大阪市電力の調達に係る環境配慮指針に関しては、大阪市環境局環境施策部環境施策課（電話06-6630-3217）に問い合わせること

#### 4 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所

大阪市総務局ホームページ上及び担当部局（1に同じ）

- (2) 入札参加申請書の受付場所及び当該入札に関する問い合わせ先  
担当部局（1に同じ）

- (3) 入札説明書及び入札参加申請書等の交付方法

公告の日から平成27年1月8日（木）まで無償により交付する。

- (4) 入札参加申請書等の受付期間

公告の日から平成27年1月8日（木）までの大阪市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

#### 5 入札執行の日時及び場所

平成27年2月18日（水）午前10時

大阪市役所本庁舎地下1階 共通会議室

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は「1 担当部局」あて平成27年2月17日（火）午後5時30分までに必着のこと

#### 6 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

- (3) 保証人 不要

- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法

入札説明書による。

#### 7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成27年1月8日（木）午後5時30分までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。また、提出された申請書等の審査結果によっては、入札

に参加することができない。

#### 8 入札の無効

(1) 契約規則第28条第1項の規定に該当する入札

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者の行った入札とみなし無効とする。

(2) 再度入札（2回目以降の入札）の場合にあっては、前回最低入札価格以上の価格で行った入札

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札

なお、無効の入札を行った者は再度の入札に参加することができない。

#### 9 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 「大阪市電力の調達に係る環境配慮実施要領」に基づく「グリーン電力証書の大阪市への譲渡予定報告書」を提出することにより入札参加資格を得た電気事業者が落札した場合は、速やかにグリーン電力証書を無償で譲渡しなければ、契約の締結を行わないものとする。

(4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(5) 詳細は入札説明書による。

(6) 契約の締結は、大阪市における平成27年度予算が発効したときとする。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Electricity about 6,834,000kWh to use at Osaka City Hall

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation :

5:30 PM, 8 January, 2015

(3) The date and time for the submission of tenders :

10:00 AM, 18 February, 2015

(tenders submitted by mail 5:30 PM, 17 February, 2015)

(4) Contact point where tender documents are available :

General Affairs Department, Administration Division, General Affairs Bureau, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201, TEL:06-6208-7414, E-mail:ba0002@city.osaka.

lg.jp

(総務局行政部総務課)

## 大阪市告示第1644号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年12月5日

大阪市長 橋 下 徹

## 1 担当

## (1) 入札担当

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号  
大阪市契約管財局契約部契約課工事契約グループ  
電話 06-4395-7152

## (2) 設計担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM  
棟6階  
大阪市建設局下水道河川部下水道課管渠担当  
電話 06-6615-7866

## (3) 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM  
棟6階  
大阪市建設局総務部経理課  
電話 06-6615-7540

## (4) 技術提案書の受付

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM  
棟6階  
大阪市建設局管理部工務課工事監理担当  
電話 06-6615-6664

## 2 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 称 本町幹線下水管渠築造工事
- (2) 工 事 場 所 中央区本町橋2番地～西区靱本町1丁目
- (3) 工 期 契約締結日から平成30年3月30日まで
- (4) 工 事 概 要 シールド工（密閉型シールド工法） 一式  
内径3,500mm 延長約1.1km  
深さ（土被り） 約25～20m
- (5) 入 札 方 法 大阪市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）又は郵便による。
- (6) 発 注 方 式 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）方式
- (7) 入 札 予 定 価 格 事後公表
- (8) 低入札価格調査 適用
- (9) 落 札 方 式 価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決

## 定する総合評価落札方式（簡易技術提案型）

## 3 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は入札に参加することができる。

## (1) 共同企業体に関する条件

- ① 経営形態は共同施工方式とする。
- ② 2社で自主結成すること
- ③ 最低出資比率は30%とする。

## (2) 共同企業体の構成員（代表者を含む）に関する条件

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）結果の土木一式工事総合評定値が代表者は1200点以上、代表者以外の構成員は1000点以上であること

なお、入札参加申請時点で有効かつ最新の経営事項審査の総合評定値通知書の数値を採用すること

- ② 建設業法に基づく「土木工事業」の特定建設業許可を有すること
- ③ 大阪市税、大阪府税に係る徴収金を完納していること
- ④ 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること
- ⑤ 建設業法第28条第3項若しくは同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において土木工事業の営業ができないものに限る。）を受けていないこと
- ⑥ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- ⑦ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- ⑧ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- ⑨ 経営事項審査の審査基準日が1年7か月以上経過していないこと
- ⑩ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。なお、事業協同組合等にあつては、すべての組合員が本要件を満たすものであること
- ⑪ 各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできないものとする。
- ⑫ 代表者は出資比率が構成員中最大であること

## (3) 関係会社の参加制限

入札に参加しようとする者で、次のいずれかの関係に該当する場合（該当する者の全てが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）は、そのうちの1者しか参加できない。

## ① 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合

ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

## ② 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合

ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

## ③ 以下のいずれかに該当する2者の場合

ア 組合とその組合員

イ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合

ウ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ本店又は受任者を設けている場合は、その支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合

エ 一方の会社の電話・ファクシミリ・メールアドレス等の連絡先が、他方の会社と同一である場合

オ 一方の会社の本市入札に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社と同一である場合

## ④ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

## 4 入札説明書の交付

公告日から大阪市電子調達システム及び1(1)の担当で交付する。

なお、1(1)の担当での交付は、平成26年12月19日（金）までとする。

## 5 入札参加申請書等の提出

公告日から平成26年12月19日（金）午後5時までに電子入札システム及び郵送により行うこと

## 6 設計図書等の交付

平成27年1月7日（水）に電子入札システム又は郵送により交付する。

## 7 入札書の提出期間

平成27年2月10日（火）午前9時から同月12日（木）午後5時までに電子

入札システムにより提出すること

なお、郵便入札の場合は平成27年2月12日（木）午後5時までに必着すること

#### 8 工事費内訳書の提出

入札にあたっては、工事費内訳書の提出を要する。

#### 9 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成27年2月13日（金）午前10時

(2) 場所 電子入札システム及び大阪市契約管財局契約部入札室

#### 10 入札の無効

(1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号の一に該当する入札

(2) 提出期限までに技術提案書を提出しない者の入札

(3) 低入札価格調査制度適用案件において、次の項目に該当する場合

① 指定する日時までに、低入札価格根拠資料を提出しなかった落札となるべき者がした調査基準価格を下回る価格の入札

② 工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領第15条の規定に該当する技術者を配置できない落札となるべき者がした調査基準価格を下回る価格の入札

(4) 申請書類に虚偽の記載をした者の入札

(5) 工事費内訳書を提出しない者が行った入札

(6) 工事費内訳書が、次の項目に該当する場合

① 工事名称、共同企業体名称、工事費の内訳、工事価格の記載がない。

② 入札金額と工事費内訳書の工事価格が異なる。

③ 共同企業体名称が、入札書の情報と異なる。

(7) 低入札価格調査、公正入札調査等により開札時に落札決定しない場合において、入札を行った共同企業体の構成員が、開札時から落札決定までの間において次のいずれかに該当した場合

① 建設業法第28条第3項若しくは同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において土木工事業の営業ができないものに限る。）を受けた場合

② 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合

③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合

④ 経営事項審査の審査基準日が1年7か月以上経過した場合

(8) 3(3)に定める関係会社の参加制限に該当する2者がしたそれぞれの入札

#### 11 落札者の決定方法

(1) 技術提案書（企業の施工能力、配置予定技術者の能力及び技術的な工夫）の評価を行い、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち評価値が最も高い者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき入札が、低入札価格調査基準価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る入札である場合には、落札決定を保留し、低入札価格調査を行う。
- (3) 落札となるべき同じ評価値の者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじの日時及び場所については、1(1)の担当の指示に従うこと

## 12 評価結果の公表

総合評価落札方式（簡易技術提案型）により評価した結果については、下記のとおり公表する。

- (1) 公表日 平成27年3月5日（木）
- (2) 公表場所 大阪市電子調達システムによる

## 13 契約条項を示す場所

電子入札システム及び1(3)の担当とする。

## 14 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 （見積った契約希望金額の100分の3以上）免除
- (2) 契約保証金 納付（契約金額の100分の10以上納付）

## 15 その他

- (1) この調達については、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書の作成の要否 要
- (4) 本案件に直接関連する他の工事の請負契約を本案件の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (6) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (7) 詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

- (1) Subject matter of the contract :  
Installation of the Honmachi Stormwater Storage Pipeline
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation :  
5:00PM, 19 Dec 2014
- (3) The date and time for the submission of tenders :
  - ① on the Osaka City Electronic Tender System :  
from 9:00AM, 10 Feb 2015 to 5:00PM, 12 Feb 2015
  - ② by post : 5:00PM, 12 Feb 2014
- (4) A contact point where tender documents are available :



Public Works Contracts Department, Contracts Division, Contracts  
and Property Management Bureau, The city of Osaka 2-1-1300, Benten  
1-Chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL 06-4395-7152

(契約管財局契約部契約課工事契約グループ)

## 大阪市告示第1645号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年12月5日

大阪市長 橋 下 徹

### 1 担当

#### (1) 入札担当

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号  
大阪市契約管財局契約部契約課工事契約グループ  
電話 06-4395-7152

#### (2) 設計担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM  
棟6階  
大阪市建設局下水道河川部下水道課管渠担当  
電話 06-6615-7866

#### (3) 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM  
棟6階  
大阪市建設局総務部経理課  
電話06-6615-7540

#### (4) 技術提案書の受付

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM  
棟6階  
大阪市建設局管理部工務課工事監理担当  
電話 06-6615-6664

### 2 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 称 大隅～十八条幹線下水管渠築造工事（その10）
- (2) 工 事 場 所 淀川区十八条1丁目8～東淀川区菅原6丁目1
- (3) 工 期 契約締結日から平成30年3月30日まで
- (4) 工 事 概 要 シールド工（密閉型シールド工法） 一式  
内径5,250mm 延長約4.1km  
深さ（土被り） 約25～15m
- (5) 入 札 方 法 大阪市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）又は郵便による。

- (6) 発注方式 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）方式
- (7) 入札予定価格 事後公表
- (8) 低入札価格調査 適用
- (9) 落札方式 価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易技術提案型）

### 3 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 共同企業体に関する条件
  - ① 経営形態は共同施工方式とする。
  - ② 4社で自主結成すること
  - ③ 最低出資比率は15%とする。
- (2) 共同企業体の構成員（代表者を含む）に関する条件
  - ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）結果の土木一式工事総合評定値が代表者は1200点以上、代表者以外の構成員は1000点以上であること  
なお、入札参加申請時点で有効かつ最新の経営事項審査の総合評定値通知書の数値を採用すること
  - ② 建設業法に基づく「土木工事業」の特定建設業許可を有すること
  - ③ 大阪市税、大阪府税に係る徴収金を完納していること
  - ④ 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること
  - ⑤ 建設業法第28条第3項若しくは同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において土木工事業の営業ができないものに限る。）を受けていないこと
  - ⑥ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
  - ⑦ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
  - ⑧ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
  - ⑨ 経営事項審査の審査基準日が1年7か月以上経過していないこと
  - ⑩ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。なお、事業協同組合等にあつては、すべての組合員が本要件を満たすものであること
  - ⑪ 各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできないものと

する。

⑫ 代表者は出資比率が構成員中最大であること

(3) 関係会社の参加制限

入札に参加しようとする者で、次のいずれかの関係に該当する場合（該当する者の全てが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）は、そのうちの1者しか参加できない。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合

ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合

ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ 以下のいずれかに該当する2者の場合

ア 組合とその組合員

イ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合

ウ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ本店又は受任者を設けている場合は、その支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合

エ 一方の会社の電話・ファクシミリ・メールアドレス等の連絡先が、他方の会社と同一である場合

オ 一方の会社の本市入札に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社と同一である場合

④ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

4 入札説明書の交付

公告日から大阪市電子調達システム及び1(1)の担当で交付する。

なお、1(1)の担当での交付は、平成26年12月19日（金）までとする。

5 入札参加申請書等の提出

公告日から平成26年12月19日（金）午後5時までに電子入札システム及び郵送により行うこと

6 設計図書等の交付

平成27年1月7日（水）に電子入札システム又は郵送により交付する。

7 入札書の提出期間

平成27年2月10日（火）午前9時から同月12日（木）午後5時までに電子入札システムにより提出すること

なお、郵便入札の場合は平成27年2月12日（木）午後5時までに必着すること

8 工事費内訳書の提出

入札にあたっては、工事費内訳書の提出を要する。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成27年2月13日（金）午前10時

(2) 場所 電子入札システム及び大阪市契約管財局契約部入札室

10 入札の無効

(1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号の一に該当する入札

(2) 提出期限までに技術提案書を提出しない者の入札

(3) 低入札価格調査制度適用案件において、次の項目に該当する場合

① 指定する日時までに、低入札価格根拠資料を提出しなかった落札となるべき者がした調査基準価格を下回る価格の入札

② 工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領第15条の規定に該当する技術者を配置できない落札となるべき者がした調査基準価格を下回る価格の入札

(4) 申請書類に虚偽の記載をした者の入札

(5) 工事費内訳書を提出しない者が行った入札

(6) 工事費内訳書が、次の項目に該当する場合

① 工事名称、共同企業体名称、工事費の内訳、工事価格の記載がない。

② 入札金額と工事費内訳書の工事価格が異なる。

③ 共同企業体名称が、入札書の情報と異なる。

(7) 低入札価格調査、公正入札調査等により開札時に落札決定しない場合において、入札を行った共同企業体の構成員が、開札時から落札決定までの間において次のいずれかに該当した場合

① 建設業法第28条第3項若しくは同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において土木工事業の営業ができないものに限る。）を受けた場合

② 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合

③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合

④ 経営事項審査の審査基準日が1年7か月以上経過した場合

(8) 3(3)に定める関係会社の参加制限に該当する2者がしたそれぞれの入札

#### 11 落札者の決定方法

- (1) 技術提案書（企業の施工能力、配置予定技術者の能力及び技術的な工夫）の評価を行い、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち評価値が最も高い者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき入札が、低入札価格調査基準価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る入札である場合には、落札決定を保留し、低入札価格調査を行う。
- (3) 落札となるべき同じ評価値の者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじの日時及び場所については、1(1)の担当の指示に従うこと

#### 12 評価結果の公表

総合評価落札方式（簡易技術提案型）により評価した結果については、下記のとおり公表する。

- (1) 公表日 平成27年3月5日（木）
- (2) 公表場所 大阪市電子調達システムによる

#### 13 契約条項を示す場所

電子入札システム及び1(3)の担当とする。

#### 14 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 （見積った契約希望金額の100分の3以上）免除
- (2) 契約保証金 納付（契約金額の100分の10以上納付）

#### 15 その他

- (1) この調達については、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書の作成の要否 要
- (4) 本案件に直接関連する他の工事の請負契約を本案件の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (6) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (7) 詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) Subject matter of the contract :  
Installation of the Osumi-Juhachijo Stormwater Storage Pipeline  
(The Tenth)
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation :

5:00PM, 19 Dec 2014

(3) The date and time for the submission of tenders :

① on the Osaka City Electronic Tender System :

from 9:00AM, 10 Feb 2015 to 5:00PM, 12 Feb 2015

② by post : 5:00PM, 12 Feb 2014

(4) A contact point where tender documents are available :

Public Works Contracts Department, Contracts Division, Contracts  
and Property Management Bureau, The city of Osaka 2-1-1300, Benten  
1-Chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL 06-4395-7152

(契約管財局契約部契約課工事契約グループ)

---

### 大阪市告示第1646号

総合評価一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成26年12月5日

大阪市長 橋 下 徹

#### 1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号  
大阪市役所2階  
大阪市福祉局総務部経理・企画課(調達)  
電話 06-6208-9916

#### 2 入札に付する事項

(1) 調達件名・数量

大阪市国民健康保険等システム及び介護保険システム再構築・運用保守  
等業務委託 一式

(2) 業務委託期間

平成27年4月1日から平成34年3月31日まで

(3) 履行場所

入札説明書等による。

#### 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を契約管財局契約部契約課業務委託グループ(電話06-4395-7145)に行い当該審査を受けること。(申請の際には、必ずWTO適用入札に係る申請である旨を告げること)

ただし、平成26年12月24日(水)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当し

ない者であること

- (2) 入札参加申請時において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること、若しくはISO/IEC27001、JIS Q 27001の認証を受けていること
- (5) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に承認種目「10 情報処理－01情報処理－01システム企画・開発」で登録していること

#### 4 入札説明書、入札参加申出書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申出書等の受付場所及び当該入札に関する問い合わせ先  
担当（上記1に同じ）
- (2) 契約条項を示す場所  
担当（上記1に同じ）
- (3) 入札説明書等の交付方法  
公示の日から平成26年12月24日（水）までの毎日（大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）  
午前9時から午後5時までの間（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）  
担当（上記1に同じ）において無償により交付する。
- (4) 入札参加申出書等の受付期間  
公示の日から平成26年12月24日（水）までの毎日（休日を除く。）  
午前9時から午後5時までの間（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）  
なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

#### 5 入札手続等

本入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札参加者は、入札説明書に基づき本業務に関する提案書、入札書等を提出すること。

- (1) 入札執行及び提案書等の提出日時及び場所
  - ア 日時 平成27年2月10日（火） 午後1時30分
  - イ 場所 大阪市役所本庁舎地下1階 第8 共通会議室  
（ただし、郵便等による入札は、平成27年1月26日（月）午前9時から平成27年2月9日（月）午後5時までに簡易書留にて担当（上記1に同じ）宛てに必着のこと）

#### 6 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
  - (2) 契約保証金 要  
ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。
  - (3) 保証人 不要
  - (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (5) 契約書作成の要否 要
  - (6) 落札者の決定方法  
落札者の決定にあたっては、本業務にとって最適な事業者を選定するため、(7)の落札者決定基準による総合評価方式を採用する。
  - (7) 落札者決定基準
    - ア 評価にあたっては、2000点の範囲内で採点を行い、予定価格の制限の範囲内において入札があった者のうち総得点の最も高い入札参加者を落札者とする。
    - イ 提案内容を技術点、入札価格を価格点として区分し、その配点をそれぞれ技術点1200点、価格点800点とする。
    - ウ 本基準の詳細は落札者決定基準による。
- 7 入札の無効
- 以下のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。
- ア 契約規則第28条第1項に該当する入札
  - イ 本市が交付した入札書を用いないでした入札
  - ウ 総合評価一般競争入札参加申出書又は提出資料に虚偽の記載をした入札
  - エ 開札後落札決定までに、入札参加申請者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき
  - オ 入札予定価格を超える価格でした入札
- 8 その他
- (1) この入札は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
  - (2) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき又は同要綱に定める誓約書を提出しないとき（ただし、契約金額が500万円未満となる契約について、福祉局長が必要でないと判断した場合を除く。）は、契約の締結を行わないものとする。
  - (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
  - (4) 入札の参加に要する費用は入札参加者の負担とする。
  - (5) 本契約の締結は、平成27年度予算が発効した時とする。
  - (6) 詳細は入札説明書による。

## 9 Summary

- (1) Subject for bidding



Outsourcing of restructuring and operation maintenance, etc. of the National Health Insurance System, Long-Term Care Insurance System, etc.

- (2) The deadline for submission of application forms and attached documents for qualification screening:

5:00 PM, 24 December 2014

- (3) The deadline for the submission of tenders:

In person: 1:30 PM, 10 February 2015

By post: 5:00 PM, 9 February 2015

- (4) Contact Information:

Accounting and Planning Department, General Affairs Division  
Public Welfare Bureau, Osaka City Government 1-3-20 Nakanoshima,  
Kita-ku, Osaka, 530-8201, TEL: 06-6208-9916 (Japanese only)

(福祉局総務部経理・企画課)

大阪市告示第1647号

総合評価一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成26年12月5日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号  
大阪市役所2階  
大阪市福祉局総務部経理・企画課(調達)  
電話 06-6208-9916

2 入札に付する事項

- (1) 調達件名・数量

大阪市国民健康保険等システム及び介護保険システム再構築開発支援業務委託 一式

- (2) 業務委託期間

平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

- (3) 履行場所

入札説明書等による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を契約管財局契約部契約課業務委託グループ(電話06-4395-7145)に行い当該審査を受けること(申請

の際には、必ずWTO適用入札に係る申請である旨を告げること)

ただし、平成26年12月24日(水)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 入札参加申請時において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること、若しくはISO/IEC27001、JISQ 27001の認証を受けていること
- (5) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に承認種目「10 情報処理 - 01情報処理 - 01システム企画・開発」で登録していること

#### 4 入札説明書、入札参加申出書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申出書等の受付場所及び当該入札に関する問い合わせ先  
担当(上記1に同じ)
- (2) 契約条項を示す場所  
担当(上記1に同じ)
- (3) 入札説明書等の交付方法  
公示の日から平成26年12月24日(水)までの毎日(大阪市の休日を定める条例(平成3年大阪市条例第42号)第1条に掲げる本市の休日(以下「休日」という。)を除く。)  
午前9時から午後5時までの間(ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。)  
担当(上記1に同じ)において無償により交付する。
- (4) 入札参加申出書等の受付期間  
公示の日から平成26年12月24日(水)までの毎日(休日を除く。)  
午前9時から午後5時までの間(ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。)  
なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

#### 5 入札手続等

本入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札参加者は、入札説明書に基づき本業務に関する提案書、入札書等を提出すること

- (1) 入札執行及び提案書等の提出日時及び場所
  - ア 日時 平成27年2月10日(火) 午後2時
  - イ 場所 大阪市役所本庁舎地下1階 第8共通会議室

(ただし、郵便等による入札は、平成27年1月26日(月)午前9時から同年2月9日(月)午後5時までに簡易書留にて担当(上記1に同じ)宛てに必着のこと)

## 6 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。)第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

落札者の決定にあたっては、本業務にとって最適な事業者を選定するため、(7)の落札者決定基準による総合評価方式を採用する。

(7) 落札者決定基準

ア 評価にあたっては、1000点の範囲内で採点を行い、予定価格の制限の範囲内において入札があった者のうち総得点の最も高い入札参加者を落札者とする。

イ 提案内容を技術点、入札価格を価格点として区分し、その配点をそれぞれ技術点700点、価格点300点とする。

ウ 本基準の詳細は落札者決定基準による。

## 7 入札の無効

以下のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 契約規則第28条第1項に該当する入札

イ 本市が交付した入札書を用いないでした入札

ウ 総合評価一般競争入札参加申出書又は提出資料に虚偽の記載をした入札

エ 開札後落札決定までに、入札参加申請者(参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。)が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき

オ 入札予定価格を超える価格でした入札

## 8 その他

(1) この入札は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき又は同要綱に定める誓約書を提出しないとき(ただし、契約金額が500万円未満となる契約について、福祉局長が必要でないと判断した場合を除く。)は、契約の締結を行わないものとする。

(3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(4) 入札の参加に要する費用は入札参加者の負担とする。

- (5) 本契約の締結は、平成27年度予算が発効した時とする。  
(6) 詳細は入札説明書による。

#### 9 Summary

(1) Subject for bidding

Outsourcing of support services for restructuring and development of the National Health Insurance System, Long-Term Care Insurance System, etc.

(2) The deadline for submission of application forms and attached documents for qualification screening:

5:00 PM, 24 December 2014

(3) The deadline for the submission of tenders:

① In person: 2:00 PM, 10 February 2015

② By post: 5:00 PM, 9 February 2015

(4) Contact Information:

Accounting and Planning Department, General Affairs Division  
Public Welfare Bureau, Osaka City Government1-3-20 Nakanoshima,  
Kita-ku, Osaka, 530-8201, TEL: 06-6208-9916 (Japanese only)

(福祉局総務部経理・企画課)

---

#### 大阪市告示第1648号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成26年12月5日

大阪市長 橋下 徹

#### 1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階  
大阪市建設局総務部経理課  
電話 06-6615-7194

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達件名及び予定数量  
恩貴島抽水所で使用する電気 1,777,210 kWh
- (2) 調達物件の特質等  
入札説明書による
- (3) 契約期間  
平成27年4月1日から平成28年10月31日まで
- (4) 履行場所  
恩貴島抽水所

#### 3 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、大阪市の電力調達に係る入札参加資格

審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 入札参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成26年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「13その他代行15電力供給・売買 01電力供給・売買」で登録していること

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請を契約管財局契約部業務委託グループ（電話06-4395-7145）にて行い、当該審査を受けること。

ただし、平成26年12月22日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項による一般電気事業の許可を受けていること又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出をしていること
- (6) 告示日現在、大阪市電力の調達に係る環境配慮指針に基づく入札参加資格を有すること。

なお、大阪市電力調達に係る環境配慮指針に関しては、環境局環境施策部環境施策課（電話06-6630-3217）に問い合わせること。

#### 4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所  
建設局ホームページ上、及び契約担当（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法  
公示の日から平成26年12月22日（月）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申出書等の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先  
1に同じ
- (4) 入札参加申出書等の受付期間  
公示の日の翌日から平成26年12月22日（月）午後5時までの本市の休日を除く午前9時から  
午後5時まで。（午後0時15分から午後1時までを除く。）

#### 5 入札執行の日時等

- (1) 日時 平成27年2月13日（金） 午後2時
- (2) 場所 大阪市建設局入札室（1に同じ）  
ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成27年2月12日（木）午後5時までに必着のこと

#### 6 入札保証金等

- (1) 入札保証金  
免除
- (2) 契約保証金  
要  
ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (4) 契約書作成の要否  
要
- (5) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 7 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札

なお、開札後落札決定までに、入札参加申出者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

#### 8 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。
- (5) 契約の締結は、大阪市における平成27年度予算が発効したときとする。

#### 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be procured:  
Providing electricity for facilities inside the Pumping Station of Osaka City from April 1, 2015 to October 31, 2016:  
Okijima Station            1,777,210kWh
- (2) The closing time and date for the submission of application forms and related documents for the qualification:  
5:00 PM, December 22, 2014
- (3) The time and date for the submission of tenders:  
2:00 PM, February 13, 2015  
(for tenders submitted by mail, 5:00 PM, February 12, 2015)
- (4) Contact point where tender documents are available:  
Finance Department, General Affairs Division, Public Works Bureau,

City Of Osaka 2-1-10, Nankou-Kita, Suminoe-ku, Osaka 559-0034,  
TEL06-6615-7194

(建設局総務部経理課)

### 大阪市告示第1649号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市市民局区政支援室市民活動支援担当において、公衆の縦覧に供する。

平成26年12月5日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成26年10月14日
申請書を受理した日	平成26年11月17日
名 称	特定非営利活動法人ぱだ
代 表 者 の 氏 名	宋 貞智
主たる事務所の所在地	大阪市生野区鶴橋2丁目15番27号
定款に記載された目的	この法人は、とりわけ大阪市の福祉行政から実質、取り残されている在日コリアン高齢者を始めとして、地域で生活されている高齢者が福祉サービスを適切、有効に利用し、社会参加を果たせるよう、高齢者の在宅介護・いきがい・生活を支援すると共に、その問題に対して幅広く啓発活動を行い、多民族・多文化共生に対する人権意識の向上及び、福祉の推進に寄与することを目的とする。

(市民局区政支援室市民活動支援担当)

### 大阪市告示第1650号

大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）第35条の3第1項第3号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、平成26年7月25日以後に支出される次の法人に対する寄附金を指定したので、同条第5項の規定に基づき告示する。

平成26年12月5日

大阪市長 橋 下 徹

法人の名称	法人の主たる事務所又は事業所の所在地
特定非営利活動法人ニューメディア 人権機構	大阪市港区波除四丁目1番37号HRCビ ル9階

(財政局税務部課税課)

**大阪市告示第1651号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第8項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月5日

大阪市長 橋 下 徹

- ・ 認定年月日及び認定番号  
平成26年11月21日 第297号
- ・ 認定区域の名称  
東淡路住宅1号館・2号館
- ・ 認定区域の位置  
大阪市東淀川区東淡路三丁目15番1 ほか8筆

(都市計画局建築指導部建築企画課)

**大阪市告示第1652号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月5日

大阪市長 橋 下 徹

- ・ 認定年月日及び認定番号  
平成26年11月18日 第141号
- ・ 認定区域の名称  
大阪府営瓜破2丁目第3期高層住宅



- ・ 認定区域の位置

大阪市平野区瓜破二丁目23番

(都市計画局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第1653号

大阪市立住まい情報センターについて、大阪市立住まい情報センター条例（平成11年大阪市条例第30号）第12条第3項の規定に基づき、次のとおり利用料金の額を承認したので、同条第4項の規定に基づき公告する。

平成26年12月5日

大阪市長 橋下 徹

企画展示室における観覧料

展覧会名	会期	観覧料
マスダさんちの昭和レトロ家電 ふたたび	平成27年1月3日（土） ～2月11日（水・祝）	企画展のみ300円 同時にミュージアム（常設展）に入場する場合200円

(都市整備局企画部住宅政策課)

大阪市告示第1654号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年12月5日

大阪市長 橋下 徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成26年12月19日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

NO	種類	場所
1	自動二輪車 (カワサキ 赤色)	天王寺区城南寺町5丁目13番先
2	普通自動車 (ホンダ 黒色)	住吉区苅田3丁目10番先
3	自動二輪車 (ヤマハ 白色)	東淀川区淡路3丁目3番先

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第1655号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年12月5日

大阪市長 橋下 徹

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成26年12月19日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路線名	除却実施場所	物件
都島区第9001号線	都島区中野町5丁目15番先	布団等

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第1656号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

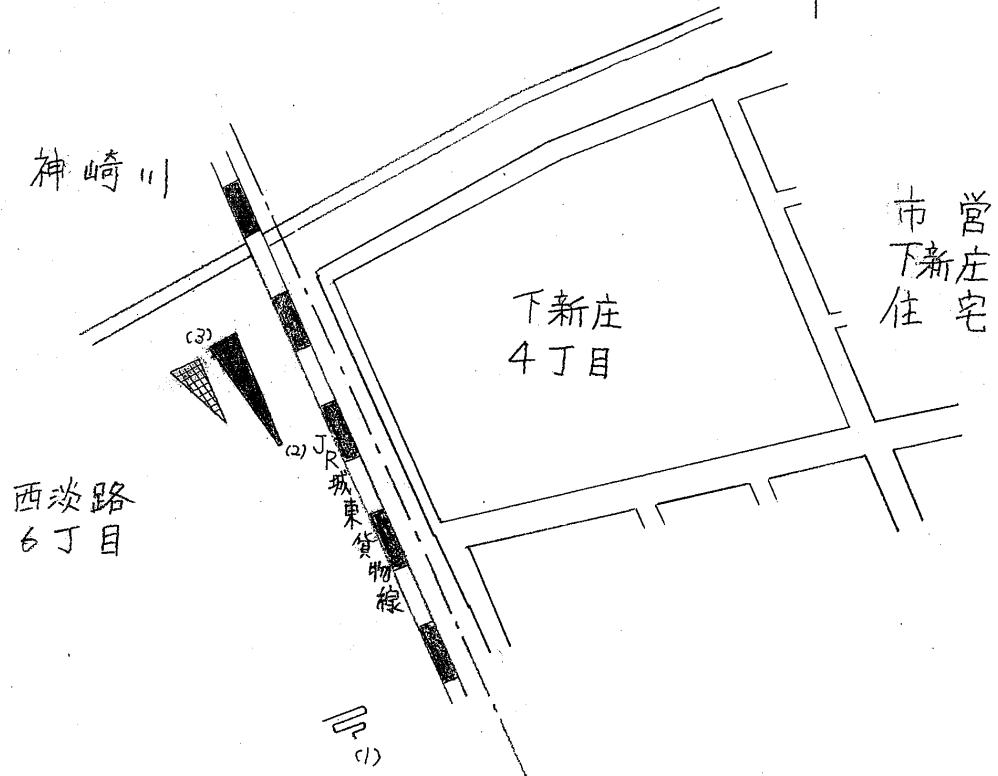
その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年12月5日

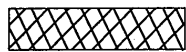
大阪市長 橋下 徹

路線名	区 間	旧 新 別	敷地の	敷地の
			幅員	延長
東淀川区 第693号線	東淀川区西淡路6丁目 1264番の2地から 同 区同 6丁目 1264番の2地まで (参考図参照)	旧	m 6.33 ~ 7.33	m 43.00
		新	4.97 ~ 10.29	43.00

### 参考図 東淀川区



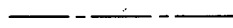
### 凡 例



新たに道路となる部分 (ただし供用開始は保留する。)



廃止する部分



町 丁 界

### 説 明

東淀川区第693号線 (1) (3) 間のうち (2) (3) 間を区域変更する。

(建設局管理部管理課)



**大阪市告示第1657号**

大阪市立中央区民センターは、平成26年12月14日（日）執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票所となることから、大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）第5条第2項の規定に基づき、選挙開票事務終了時まで供用時間を延長することを承認したので、第4条第3項の規定に基づき告示する。

平成26年12月5日

大阪市長 橋 下 徹  
(中央区役所市民協働課)

**大阪市告示第1658号**

大阪市立中央会館は、平成26年12月14日（日）執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票所となることから、大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）第5条第2項の規定に基づき、選挙投票事務開始時から終了時まで供用時間を延長することを承認したので、第4条第3項の規定に基づき告示する。

平成26年12月5日

大阪市長 橋 下 徹  
(中央区役所市民協働課)

**大阪市告示第1659号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき大阪市東淀川区役所窓口サービス課（住民情報）における証明書発行手数料の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成26年12月5日

大阪市長 橋 下 徹

**委託先及び委託期間**

- 1 委託先 日本郵便株式会社  
代表取締役社長 高橋 亨
- 2 委託期間 平成27年1月15日から平成29年3月31日まで

(東淀川区役所窓口サービス課)

**大阪市告示第1660号**

大阪市立旭区民センターは、平成26年12月14日（日）執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票所となることから、大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）第5条第2項の規定に基づき、開票事務終了時まで供用時間を延長することを承認したので、同項の規定に基づき告示する。

平成26年12月5日

大阪市長 橋下 徹  
(旭区役所市民協働課)

### 大阪市告示第1661号

次の施設について、大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第3項の規定に基づき告示する。

平成26年12月5日

大阪市長 橋下 徹

施設名	月 日	供用時間
大阪市立鶴見区民センター	平成26年12月14日（日）	午前9時30分から選挙開票事務終了時

(鶴見区役所地域活動支援課)

### 大阪市交通局告示第55号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成26年12月5日

大阪市交通局長 藤本 昌信

#### 1 担当部局

〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号 大阪市交通局庁舎3階  
大阪市交通局経営管理本部調達部調達課  
電話 06-6585-6251

#### 2 入札に付する事項

##### (1) 借入物品及び予定数量

ア 高速普通紙複写機賃借（単価契約）	1台
イ 多機能複写機A賃借（単価契約）	8台
ウ 多機能複写機B賃借（単価契約）	15台
エ 多機能複写機C賃借（単価契約）	25台
オ 普通紙複写機B賃借（単価契約）	10台

カ 普通紙複写機C貸借（単価契約） 30台

（以上、電子入札対象案件とする。）

- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
- (4) 借入場所 入札説明書による。

### 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば、当該審査を行う。

ただし、平成26年12月19日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成26年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：02事務用品賃貸：03複写機（159）」で登録していること

### 4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先  
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法  
公示日から平成26年12月19日（金）午後5時まで無償により交付する（ただし、本市の休日を除く。）
- (3) 入札参加申請書等の受付期間  
公示日から平成26年12月19日（金）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

### 5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
  - ア 入札書受付期間  
平成27年2月9日（月）及び同月10日（火）午前9時から午後5時まで
  - イ 開札予定日時 平成27年2月12日（木）午前11時30分
  - ウ 場所 システム上
- (2) 紙入札による場合

## ア 入札書受付期間

平成27年2月12日（木）午前11時から午前11時30分まで

## イ 開札予定日時 平成27年2月12日（木）午前11時30分

## ウ 場所 大阪市交通局経営管理本部調達部調達課入札室（1に同じ）

ただし、大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規第4号。以下「契約規程」という。）第21条第3項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成27年2月10日（火）午後5時までに必着のこと

## 6 入札保証金等

## (1) 入札保証金 免除

## (2) 契約保証金 要

ただし、契約規程第36条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

## (3) 保証人 不要

## (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

## (5) 契約書作成の要否 要

## (6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成26年12月19日（金）午後5時までに、受付場所に持参又は郵便等により必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

## 8 入札の無効

契約規程第24条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

## 9 その他

## (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## (2) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

## (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(4) この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。

(5) 詳細は入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:

- |  |          |
|--|----------|
| ① High-speed copying machine             | 1 unit   |
| ② Multifunctional copying machine type A | 8 units  |
| ③ Multifunctional copying machine type B | 15 units |
| ④ Multifunctional copying machine type C | 25 units |
| ⑤ Copying machine type B                 | 10 units |
| ⑥ Copying machine type C                 | 30 units |

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00 PM, 19 December 2014

(3) The date and time for the submission of tenders:

- ① on the Osaka City Electronic Tender System:  
from 9:00AM, 9 February 2015 to 5:00PM, 10 February 2015
- ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 12 February 2015
- ③ by post: 5:00PM, 10 February 2015

(4) A contact point where tender documents are available:

Procurement department, Osaka Municipal Transportation Bureau,  
The City of Osaka 12-62, Kujominami 1-chome, Nishi-ku, Osaka 550-8552, TEL 06-6585-6251

(交通局経営管理本部調達部調達課)

#### 大阪市交通局告示第56号

次のとおり落札者等について公示する。

平成26年12月5日

大阪市交通局長 藤本 昌信

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎交通局経営管理本部調達部調達課（大阪市西区九条南1丁目12番62号）

①天井走行クレーン製造 一式 ②一般 ③26.10.22 ④（株）日立プラントメカニクス 大阪府中央区本町1丁目8番12号 ⑤22,000,000円 ⑥26.



8.22

①大型トランスに係るPCB含有絶縁油抜油及び解体業務委託その2（平成26年度）一式 ②随意 ③26.10.8 ④（株）富士電機 大阪市福島区鷺洲1丁目11番19号 ⑤54,324,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

①会計システム導入に伴う稼働準備フェーズ検討業務委託一式 ②随意 ③26.10.23 ④有限責任監査法人トーマツ 大阪府中央区今橋4丁目1番1号 ⑤70,200,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

(交通局経営管理本部調達部調達課)

大阪市水道局告示第73号

次の金融機関の店舗について、大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の追加指定をしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成26年12月5日

大阪市水道局長 玉井得雄

金融機関名	店 舗 名	所 在 地	指定開始日
香川銀行	大阪城東支店	大阪市城東区中央1丁目8番27号 アーバネックス蒲生ビル6階	平成26年 12月17日

(水道局総務部経理課)

大阪市監査委員告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、監査結果を次のとおり公表する。

平成26年11月27日

大阪市監査委員 貴納 順 二  
同 阪井 千鶴子  
同 石原 信 幸  
同 松崎 孔

第1 監査の請求

平成26年9月29日付で次のとおり住民監査請求があった。

1 請求の要旨

大阪市浪速区の、フェスティバルゲート跡地開発は事業主体のパチンコチェーン「マルハン」が計画を見直し、最初の計画であったボウリング場などの娯楽施設建設を早々に取り下げ、次に計画した韓流テーマパーク計

画も白紙にし、挙句の果てには、当初は禁じられていた、風俗営業のパチンコ店を含む商業施設の建設をすと言い出した。

大阪市とマルハンの土地売買契約時では、地元住人の意向をうけ5年以内の事業開始とともに、5年間はパチンコ店などの風俗営業は禁止することをとりきめていたが、5年を経過した途端にマルハンは主力本業であるパチンコ店開設に走った。

大阪市との契約では、5年以内に何らかの施設を建てなければ、違約金を課すこととなっていた事は、明白な事実であった。

しかし、大阪市側は442,167,470円の違約金を請求せず、マルハンが求める異例な計画変更を受け入れ、契約不履行の灰色企業から違約金の代わりに1億円の寄付金と、3,600万円の地域協力金で手仕舞いした。

また、橋下市長も記者会見の場において、テーマパークへの計画をずると認めてしまい、見通しがあまかった。市の失敗だとコメントしている。

大阪市交通局並びに市戦略会議は、原契約に基づく違約金の請求をマルハンに行い、1億円の寄付金を直ちに返却するよう求める。

上記の通り、地方自治法第242条1項の規定により、別紙事実証明書を添付の上、必要な措置を請求する。

(監査委員注記：請求の要旨は要点を記載し、事実証明書の内容は省略した。)

## 第2 監査の結果

上記監査請求について監査をした結果を次のとおり請求人に通知した。

大 監 第 5 7 号

平成26年11月26日

大阪市監査委員 貴 納 順 二

同 阪 井 千 鶴 子

同 石 原 信 幸

同 松 崎 孔

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成26年9月29日付けであなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第4項の規定により次のとおり通知します。

記

### 第1 請求の受付

#### 1 請求の要旨

第1 監査の請求のとおりに

#### 2 請求の受理

本件請求は、交通局が、当初の契約では5年間はパチンコ店などの風俗営業は禁止するとともに5年以内に何らかの施設を建てなければ、違約金を課すこととなっていたにもかかわらず、大阪市側は違約金を請求せず、

異例な計画変更を受け入れ契約したことが、違法不当な契約の締結にあたるとしてなされたものと解され、地方自治法（以下「法」という。）第242条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

交通局が、当初5年間禁止された施設の建設を認め、かつ開業期限の延長を認めて結果として違約金の発生時期をも遅らせる内容の変更契約を締結したことが、違法不当な契約の締結にあたるかどうか。

### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成26年10月22日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からは、新たな証拠の提出はなかった。

請求人からの請求書の要旨を補足する陳述の内容は、次のとおりである。

- ・マルハンはボウリングや韓流の施設を計画していたにもかかわらず、5日前になって延長を申し出たのは不合理である。はじめから、パチンコ店を開業することありきで流れを作っていたのではないか。

### 3 監査対象局の陳述等（15頁に詳述）

交通局を監査対象局とし、平成26年11月5日に交通局長並びに関係職員より陳述等を聴取した。

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

#### (1) もとフェスティバルゲート跡地の位置等

交通局霞町車庫跡地（もとフェスティバルゲート跡地。以下「本件土地」という。）の位置等は次のとおりである。

ア 所在地 大阪市浪速区恵美須東3丁目2番31、39、40～44、48

イ 地積 14303.12㎡

#### (2) 本件土地に係る経過等

本件土地に係る主な不動産活用計画（以下「計画」という。）、契約内容などは次の通りである。

#### ア 土地信託事業計画提案競技募集要項

平成元年5月に作成された土地信託事業計画提案競技募集要項では、本件土地及び周辺地区は都心機能の拡大に対応する地区として、立地条件に見合った土地の高度利用が求められており、地域住民も、対象地の開発が拠点開発効果を生み出し、地域の活性化・復興が促進されることを願っている。本提案競技は資産の有効活用を図るとともに、地域の振興・発展に資する開発を目指して実施するものであり、当該地区に最もふさわしい、かつ実現性の高い提案を求めようとするものであるとされている。

#### イ 土地信託契約締結、開業

平成3年3月に受託銀行と土地信託契約が締結された後、平成9年

7月に信託施設（フェスティバルゲート）として開業した。

ウ 信託契約解除、事業計画

平成16年3月に約380億円の債務について、受託銀行が180億円の解決金を支払う旨等の調停案を受諾し、調停が成立した。その後、同年9月に信託契約が解除された。

また、新事業者と事業計画を立てたものの平成17年7月に断念することとなった。

なお、平成20年2月の条件付一般競争入札により別の事業者が26億円で落札したが、最終的に同年5月に基本協定を解除し、同事業者が違約金の支払い（約8億1千万円）に応じなかったため、同年9月に違約金請求訴訟を提起し、平成23年2月に交通局の勝訴が確定した。

エ 要望書（平成19年9月）

平成19年9月に新世界町会連合会々長兼新世界連合振興町会々長及び恵美連合振興町会々長が交通局長あてに提出した要望書の主な内容は次のとおりである。

霞町開発プロジェクト開始から10年が経ち、当初のコンセプトにある『「地域活性化拠点の創出、新世界・天王寺動物園等と結ぶ回遊ネットワークの形成、地域のシンボルとなり市民に親しまれる都市景観づくり」に留意し地域の振興発展にインパクトを与える』という目的が実を結びつつあるものと感じている。

これらのことから、フェスティバルゲート売却の方針を検討する際には地域振興・発展を目的に打ち出された当初のコンセプトを尊守・推進することを第一に考え、下記内容を踏まえ売却方法を決定して頂くよう強く要望する。

- ・ 地域に賑わいをもたらす企業である事
- ・ 地域と協調関係を持てる企業である事
- ・ 閉鎖することがあってもその期間を最短にする事
- ・ 通天閣の眺望の妨げにならないよう配慮願いたい事

オ 条件付一般競争入札による市有不動産の売却「フェスティバルゲート」実施要領（平成20年10月）

平成20年10月に交通局が公表した条件付一般競争入札実施要領の主な内容は次のとおりである。

(7) 不動産活用の主な条件

A 不動産活用計画の遵守

不動産の活用にあたっては、以下のすべての条件を満たした計画を作成し、それに基づき、本市との契約締結の日から起算して5年を経過する日までの期間内について、誠実に事業を行わなければならない。

- (a) 賑わいや地域コミュニティを促進する機能を有すること
- (b) 施設封鎖期間を短期とすること

- (c) 地域社会との共存共栄に配慮すること
- (d) 周辺地域の環境に十分配慮すること
- (e) 通天閣を含めた地域の景観に配慮すること
- (f) 地下鉄動物園前駅、JR新今宮駅から通天閣側道路への通行機能を確保すること
- (g) 一時利用的（暫定的）なものでないこと

#### B 禁止する用途

本市との契約締結の日から起算して5年を経過する日までの期間内について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及びこれらの業の利便を図るための用途に供することはできない。

#### カ 不動産活用計画書（平成21年1月5日）

平成21年1月5日に株式会社マルハン（以下「マルハン」という。）が交通局長あてに提出した入札参加申込書に添付された計画の主な内容は次のとおりである。

##### (ア) 活用目的

より多くの人を街へと導き、訪れた人には快適で楽しい生活を、そして街を支える方にはより高い利益を創造すること。

##### (イ) 事業の具体的説明

巨大ボウリング場、シミュレーションゴルフ、カラオケ等のレジャー施設を事業展開する予定である。

#### キ 条件付一般競争入札実施（平成21年1月30日）

平成21年1月30日に入札を実施し、マルハンが14億2千万円で落札した。

#### ク 不動産売買契約書（平成21年3月17日）

平成21年3月13日付けで、「不動産売買契約等の締結について（フェスティバルゲート）」が起案され、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条、第9条第1項第8号により、管理者（交通局長）が決裁し、交通局とマルハンが平成21年3月17日付けで不動産売買契約（以下「原契約」という。）を締結した。その主な内容は、次のとおりである。

##### (ア) 第1条（売買土地及び建物）

交通局は、土地及び建物を、現状有姿のままマルハンに売り渡し、マルハンは、所在及び地積等を確認して交通局から買い受ける。

マルハンは、本件土地及び建物が公有財産であることを十分に認識し、将来にわたり、地域の振興・発展に寄与できるよう努力するものとする。

##### (イ) 第2条（売買代金）

売買代金は、金1,473,891,566円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

(㉒) 第12条（不動産活用計画の履行）

マルハンは、本契約締結の日から起算して5年を経過する日までの期間内においては、次の各号を遵守し、マルハンが入札参加申込みの際して交通局に提出した不動産活用計画書に基づき、事業を履行しなければならない。

- A 賑わいや地域コミュニティを促進する機能を有すること。
- B 施設封鎖期間を短期とすること。
- C 地域社会との共存共栄に配慮すること。
- D 周辺地域の環境に十分配慮すること。
- E 通天閣を含めた地域の景観に配慮すること。
- F 地下鉄動物園前駅、JR新今宮駅から通天閣側道路への通行機能を確保すること。
- G 一時利用的（暫定的）なものでないこと。

(㉓) 第13条（禁止用途）

マルハンは、本契約締結の日から起算して5年を経過する日までの期間内について、本件土地及び建物を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及びこれらの業の利便を図るための用に供してはならない。

(㉔) 第16条（転売制限等）

マルハンは、第三者に所有権を移転し、又は権利を設定する場合には、第12条、第13条等の義務を書面により承継させ、当該第三者に対して当該義務を履行させなければならない。

(㉕) 第17条（違約金）

マルハンは、第12条第1項、第13条等に定める義務に違反したときは、それぞれ、売買代金の3割（円未満切上げ）金442,167,470円を違約金として、交通局に支払わなければならない。

ケ 遅延理由書①（平成22年11月15日）

マルハンは、平成22年10月末に基本設計を提出するとしていたが、平成22年11月15日に交通局あてに遅延理由書を提出した。その主な内容は、次のとおりである。

- ・ ボウリング事業は、全国的に低迷し、フェスティバルゲート周辺でボウリング事業の需要が極端に悪化するなどの状況は、平成21年1月30日の入札時点で、到底想定できるものではなかった。
- ・ テナント運営の依頼に300社以上に声を掛けたが、核となるテナントが決まらず、困難を極めている。
- ・ 当初計画内容を変更しても、入札及び契約の条件であった不動産活用の各条件については、その全てを遵守し、施設全体を当初予定

の平成25年6月末までに開業するよう尽力する。

本遅延理由書の提出を受け、平成22年12月9日に交通局からマルハンあてに文書を提出した。その主な内容は、次のとおりである。

計画の変更、それに伴う基本設計書の提出期限延長の申し出がなされたことは遺憾である。現在の経済事情については理解するが、速やかに計画、基本設計書の提出を要請する。

また、マルハンは、遅延理由書とともに投資と売上見込の想定表等を添付していた。

なお、交通局によると、局は平成22年11月にマルハンから300社を超える会社名、返答、回答内容等を記載した書面を受け取っている。

コ 遅延理由書②（平成23年3月17日）

マルハンは、平成23年2月末までに計画を提出するとしていたが、平成23年3月17日に交通局あてに遅延理由書を提出した。その主な内容は、次のとおりである。

- ・ 当初計画のボウリング事業を断念することも視野に入れ、以前に出店依頼した300社以上の企業に対し、再度、出店の打診をしたが、未だ景気回復の兆しが認められない経済環境の下、出店に意欲的な企業が現れず、テナント誘致が極めて困難な状況に直面している。
- ・ 施設全体の開業を当初予定の平成25年6月末を目処に実現できるよう尽力するので、今しばらく、計画の提出を待って頂きたい。

本遅延理由書の提出を受け、平成23年3月28日に交通局からマルハンあてに、文書を提出した。その主な内容は、次のとおりである。

再度、提出期限延長に関する申し出がなされたことは極めて遺憾で、何ら計画の作成が進捗していない。貴社は、全責任を持って当初の計画どおり平成25年6月にはオープンしてもらう必要があり、今後の推移によっては、ボウリング・シミュレーションゴルフ・次世代型カラオケといった当初の事業計画の実行も視野に入れてもらわなければならない事態が生じるかもしれない。これまで以上に創意工夫の上、早急に計画、基本設計書の提出を強く要請する。

サ 遅延理由書③（平成24年1月16日）

マルハンは、平成24年1月16日に交通局あてに遅延理由書を提出した。その主な内容は、次のとおりである。

- ・ 東日本大震災の影響もあり、核となるテナントを確保できないため、自社で何か新しい事業をできないか検討に入っており、遅くとも平成24年3月末までには、計画を提出できるよう鋭意努力する。
- ・ 施設全体の開業を当初想定 of 平成25年6月末に実現できない可能性があるが、不動産活用の各条件についてその全てを遵守するよう尽力するので、今しばらく、計画の提出を待って頂きたい。

本遅延理由書の提出を受け、平成24年2月2日に交通局からマルハンあてに、文書を提出した。その主な内容は、次のとおりである。

度重なる提出期限延長に関する申し出がなされたことは誠に遺憾で、本件入札が、早期に地域の振興・発展に寄与できるよう、他の一般競争入札とは異なり、特に条件付きで実施されたというその意義を十分理解し、7つの不動産活用条件を満たす事業を実施することが必須であることを改めて認識し、平成25年6月のオープン実現に向けて、より迅速・適切に対応する必要があるため、これ以上の期限延長は認められない。

これまで以上に創意工夫の上、7つの不動産活用条件を満たした事業計画の策定及びテナントの募集について、不断の努力を傾注し、早急に計画を提出するとともに、引き続き、基本設計書についても提出するよう強く要請する。

シ 不動産活用計画書（平成24年3月28日）

平成24年3月28日にマルハンから交通局あてに、韓流をテーマとした商業施設の1棟案（施設と駐車場が一体）及び2棟案（施設と駐車場が別棟）の計画の変更案が2案提出された。

計画の主な内容は次のとおりである。

(7) 活用目的

韓流をテーマとした商業施設を計画し、地域コミュニティの活性化が図られることを企図するとともに、日韓、ひいてはアジア文化交流の場を創造する。

(イ) 事業の具体的説明

1階を韓流スーパー、飲食店街及びコンビニとし、2階に韓流テーマパーク（物販・飲食・サービス・シアター）等を想定している。

なお、交通局によると、局は平成24年6月にマルハンから1棟案及び2棟案の事業収支シミュレーション等を記載した書面を受け取っている。

ス 不動産活用計画（平成24年9月13日）

平成24年9月13日にマルハンから交通局あてに、1棟案の計画に決定した旨の通知がなされた。

セ 不動産活用計画（再提出分）の承認通知、覚書（平成24年10月25日）

平成24年10月25日に交通局からマルハンあてに、同年9月13日付けでマルハンの計画として決定された1棟案について、不動産活用提案条件に適合すると認められる旨が通知され、そこには、当初計画では開業時期が平成25年6月とされていたところ、平成26年3月と当初計画より大幅に開業時期が遅延していることは誠に遺憾であると記されている。

また、同日付けで、マルハンが平成24年3月28日付けで交通局に提出した計画に変更し、その他は原契約の各条項の定めによることとする覚書が交通局とマルハンの間で締結された。

ソ 不動産活用計画変更（平成25年2月22日）



平成25年2月22日にマルハンから交通局あてに、平成24年10月25日に交通局が適合するとした計画を2棟案に変更するという通知がなされた。

その理由は、計画を深度化したところ、車両乗入に関する警察協議等の各行政協議に期間を要することが判明したことから、それらに柔軟に対応し、また、賑わいや地域コミュニティを促進させる施設を計画期間までに開業するために、計画を2棟分に変更する必要があるためとされていた。

タ 不動産活用計画（再提出分の変更）の承認通知、覚書（平成25年3月12日）

平成25年3月12日に交通局からマルハンあてに、通知がなされた。その主な内容は、次のとおりである。

マルハンでは当初事業計画を変更するに当たり十分時間をかけていることからすれば、事前に調査・考慮の上、計画策定すべきものであり、交通局としては誠に遺憾であるが、マルハンから申出のあった2棟分への変更は、不動産活用提案条件に適合すると認められ、また、計画期間内での開業ということを斟酌すると、やむを得ないものと判断する次第である。

今般の計画変更により不要な時間を費やしスケジュールがよりタイトなものになっていることを十分認識の上、スピード感をもって事業に取り組み、早期に建築・開業するよう、強く要請する。

また、同日付けで、マルハンが平成24年3月28日付で交通局に提出した計画（2棟分）に変更し、その他は、平成24年10月25日付けの覚書が失効すること及び原契約の各条項の定めによることとする覚書が交通局とマルハンの間で締結された。

チ 大規模建築物の建設計画の事前協議申出書（平成25年6月12日）

平成25年6月12日にマルハンが、本市あてに大規模建築物の建設計画の事前協議申出書を提出していた。建築物の用途には、展示場、飲食店、物品販売業を営む店舗、集会場と記載されていた。

ツ プレス発表（平成25年7月9日）

平成25年7月9日にマルハンが、韓流をテーマとした商業施設の開業時期を平成26年秋頃として、プレス発表を行った。

プレス発表内容について、交通局とマルハンは協議を行っていたものの、交通局より事業履行期間延長の承認を得ずに、マルハンはプレス発表を行った。その後、交通局は、マルハンに事業履行期間の延長について早急に提出するよう求めていた。

なお、交通局によると、局は平成25年5月にマルハンから70社を超える会社名、面談者等を記載した書面（韓流テーマプロジェクトの出店表明申込アプローチリスト）を受け取っていたとのことである。

テ 交通局経営会議（平成25年8月2日）

交通局長ほか関係職員が出席し、交通局経営会議が開催された。マルハンからの開業時期が平成26年秋になるとの申し出があったことを受け、交通局は、開業スケジュール及び事業計画については、地元の理解を得ることが出来れば、所期の目的を達したと言えるので、違約金や買戻しの請求は行わないこと、違約金を徴取すればマルハンの施設内容に制限がかけられず、パチンコ業のみとなるおそれもあること、また、風俗営業法関連の禁止期間を延長する一部変更契約を締結していくことの対応が議論された。しかし、変更契約書案や地元要望書などの判断材料が不足していたため、承認には至らなかった。

その後（平成25年8月下旬）、新世界連合振興町会会長及び新世界町会連合会会長から交通局長あてに提出された要望書の主な内容は次のとおりである。

地元としては、事業案について、スケジュールを含め理解するので、交通局も地元の意向を十分考慮の上、マルハンの事業計画等について判断いただくよう強く要望する。

ト パチンコ店について（平成26年2月）

交通局によると、マルハンから平成26年2月にパチンコ店が入居する可能性について口頭で交通局担当者に打診され（関係局陳述では1月と回答している。）、担当者から交通局長には平成26年2月に報告し、交通局長から市長には同時期に報告しているとのことである。

なお、これらの打診、報告の経緯については、交通局から資料が提出されず確認できなかった。

ナ 市幹部との意見交換（平成26年2月20日）

平成26年2月20日に京極副市長、浪速区長、契約管財局長、交通局長等が意見交換を行い、本件土地についての方向性としては、地元の期待を受け早期の施設建設が最も重要であり、1年以内の完成を期限とし、守られなければ違約金を加算して徴収することと意見が一致した。

ニ 不動産活用計画の変更及び事業履行期間の延長（平成26年3月12日）

平成26年3月12日にマルハンから交通局に計画の変更及び事業履行期間延長の申入れがなされた。

そこには、マルハンが交通局に対して初めて正式に韓流事業の計画案を提出した平成24年9月13日時点で、日本国内では、一頃に比べて若干の陰りは認められたものの韓流ブーム自体は存続しており、採算は見込まれ、各種行政機関との協議やテナント誘致を重ね、韓流事業の実現に邁進していたが、その後の日韓関係の悪化（平成24年8月の前大統領の竹島上陸、平成25年2月現大統領の就任後の辛辣な日本批判、過熱するヘイトスピーチ等）により現時点で改善の兆しが全く望めなくなり、現計画に基づく韓流事業は、事業として経済的にも社会的にも成り立ち得ないことから、やむを得ず、現計画を変更させて頂

きたい旨記載されていた。

また、平成25年7月9日のプレス発表に先立ち、書面にて、貴局より、事業履行期間延長の承認を得なければならなかったところ、プレス発表の時点で、貴局よりご理解を頂いているものと軽率にも判断し、また、その後も韓流事業の実施の見極めが出来なかったことなどから、これまで本願いの提出が遅れたことをお詫びする旨記載されていた。

また、マルハンは、不動産売買契約の事業履行期間以外の条項及び同契約の本旨を遵守させて頂くことを前提に、韓流事業とは異なる事業を基軸として、平成27年3月末を目途に、開業を目指し、その事業では、大阪市内の連続性のある商業スポットとして、新世界地区を含む大阪市内における賑わいを創出すると共に、継続的な施設開発に努めるので、交通局は、現計画の変更及び不動産売買契約書第12条における事業履行期間の一定期間の延長を承認頂きたい旨記載されていた。

ヌ 不動産売買契約書の延長契約書（平成26年3月14日）

平成26年3月14日に不動産売買契約書の延長契約書が交通局とマルハンの間で締結された。

そこには、原契約第12条第1項の「本契約締結の日から起算して5年を経過する日までの期間内においては」を「平成26年4月16日までの期間内においては」に変更するとされていた。

ネ 不動産活用計画書（平成26年3月28日）

平成26年3月28日にマルハンから交通局あてに、施設構成を量販店、コンビニ、飲食店等とした商業施設の計画が提出された。同計画には施設構成にパチンコという記載はなく、交通局は口頭でパチンコ店舗が入る旨の報告を受けていた。

計画の主な内容は次のとおりである。

(7) 活用目的

活用目的は、笑顔と興奮を創出する楽しさの拠点であること、人人の交流で地域活性化を図るコミュニケーションの拠点であること、誰でも憩えるうるおいの場を提供し、新しい賑わいを積極的に誘発する施設として地域全体の活性化に寄与する。

(イ) 事業の具体的説明

来訪者を通天閣界限へと迎えるシティゲート、通天閣界限と駅をつなぐ動線、レストランと商業施設（量販店、コンビニ、飲食店）とする。

ノ 戦略会議前の市長事前説明（平成26年4月14日）

事前説明資料には、交通局は、約4.4億の違約金を請求することも選択肢としてあり得ることを記載しているが、最終的には、契約（履行期限）を1年延長するとともに、その分違約金を積み増し、マルハンに地元への貢献策を示すように要請する方策が妥当と判断している旨記載されている。

なお、上記ナに記載の平成26年2月に市幹部との意見交換が行われた旨も記載されている。

ハ 不動産売買契約書の延長契約書（平成26年4月16日）

平成26年4月16日に不動産売買契約書の延長契約書が交通局とマルハンの間で締結された。

そこには、原契約第12条第1項中の「平成26年4月16日」を「平成26年5月16日」に変更するとされていた。

ヒ 戦略会議前の市長事前説明②（平成26年5月2日）

平成26年5月2日に本件について戦略会議の市長事前説明が行われ、その際の交通局作成の資料には、マルハンから平成26年3月28日付けで本市に提出された計画内容として、施設構成は、量販店、パチンコ、コンビニ、飲食店であると記載されていた（ただし、上記マルハンの計画にはパチンコという文字の記載はなく、パチンコ店が入ることは口頭報告であった）。

また、同資料には、地域に対する協力の方策として、3,600万円を上限としてマルハンが費用負担すること、浪速区区政推進基金にマルハンが1億円の寄附を行うことが記載されていた。

なお、交通局から提出された資料からは、パチンコ店が入った施設が建設されることとなった経緯や地域協力金3,600万円及び寄附金1億円と合意に至った経緯については確認できなかった。

フ 戦略会議（平成26年5月7日）

平成26年5月7日に本件について本市戦略会議が開催され、その際の資料は、平成26年5月2日の市長事前説明と同様の資料が使用された。

また、戦略会議の要旨は、次のとおりである。

(7) 出席者（14名）

橋下市長、村上副市長、京極副市長、市政改革室長、人事室長、浪速区長、西淀川区長、住吉区長、政策企画室長、総務局長、市民局長、財政局長、都市計画局長、交通局長

(イ) 会議要旨

本件土地の売却先への対応について、平成27年3月31日までの施設開業や、浪速区が指定する協議会への参加と地域振興策への協力などを条件に、平成27年3月31日まで事業履行期限の延長を認め、変更契約を締結する内容で相手方と交渉を行うことを決定した。

なお、大阪市戦略会議設置規程では、市政運営の基本方針、重要施策その他の市政の重要事項について、都市経営の観点から迅速かつ戦略的に決定し、市政を総合的かつ効率的に推進するため、大阪市戦略会議を置くこととされ、戦略会議の所掌事務は、市政運営の基本方針の決定に関する事、重要施策その他の市政の重要事項に関する事等とされている。

- へ 本件土地の売却先の対応についての市長決裁（平成26年5月13日）  
平成26年5月7日の戦略会議で承認した本件土地の不動産売買契約書の一部変更契約書案の内容から変更する旨の市長決裁を平成26年5月13日に得ていた。その主な変更内容は、開業する施設に、原契約第13条第1項（風俗営業の規制）が約定期間の経過により、適用されないことの確認や地域に対する協力金及び本市への寄附金を違約金から差し引くことの確認である。
- ホ 不動産売買契約書の一部変更契約書（平成26年5月14日）  
平成26年5月14日付けで、「不動産売買契約書の一部変更契約書の締結について」が起案され、地方公営企業法第8条、第9条第1項第8号により、管理者（交通局長）が決裁し、交通局とマルハンが平成26年5月14日付けで不動産売買契約書の一部変更契約書（以下「変更契約」という。）を締結した。  
その主な内容は、次のとおりである。
- (ア) 第1条（原契約後の事情）  
交通局とマルハンは、原契約締結後、本件建物についてマルハンが解体を行い、平成24年6月6日に建物滅失登記を了したことを確認している。
- (イ) 第2条（施設の開業時期）  
マルハンは、平成26年3月28日付けで交通局に提出した不動産活用計画書に基づき、行政上の手続きを全て経たうえて、平成27年3月31日までに、本件土地上に施設を完成し、かつ、施設を開業しなければならない。但し、開業する施設について、第13条第1項は、原契約における約定期間の経過により、適用されない。
- (ウ) 第3条（地域に対する協力）  
マルハンは、前条の施設の開業に先立ち、原契約第1条第2項の主旨を十分踏まえ、浪速区が指定する協議会に参加し、累計総額36,000,000円までの費用負担を上限に、地域に対する協力の方策を協議するものとする。  
マルハンは、前項による地域に対する協力の方策を講じるに際し、平成26年8月31日までに、マルハン、浪速区及び地域代表者と合意しなければならない。
- (エ) 第4条（寄附金）  
マルハンは、前条に基づき負担する費用とは別に、地域を中心とした浪速区の発展に資するため、寄附金100,000,000円を、平成26年5月30日までに、大阪市区政推進基金（浪速区）として大阪市内に支払うものとする。
- (オ) 第7条（原契約第17条第1項（違約金）の一部変更）  
原契約第17条第1項について、マルハンは、第13条第2項、同条第3項、前条第2項（本変更契約の変更を含む）、本変更契約第2条、

同契約第3条及び同契約第4条に定める義務に違反したときは、それぞれ、金483,000,000円から本変更契約第3条に定める実費用負担額及び同契約第4条に定める金100,000,000円控除した額を違約金として、平成27年4月30日までの交通局の指定する期間内に交通局に支払わなければならない。

なお、交通局によると、寄附金及び地域協力金の根拠としては、延長する期間に相当する違約金相当額（約7,700万円）及び遅延金相当額（約3,600万円）を上回る必要があると考えており、計算式は、 $4.4\text{億} \div 60\text{か月} \times (12.5 - 2\text{か月}) \approx 7,700\text{万円}$ 、 $4.4\text{億} \times 9.2\% \times (12.5 - 2\text{か月}) \div 12\text{か月} \approx 3,600\text{万円}$ とのことである。なお、 $(12.5 - 2\text{か月})$ とは、延長期間が平成26年3月16日から平成27年3月31日と12.5か月であるが、マルハンから延長申入れがあった平成26年3月12日から一部変更契約を締結した同年5月14日までの期間は交通局が検討に要した期間であり対象から除外している。9.2%は、本市の税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（昭和39年条例第12号）に基づく延滞金の割合であるとのことである。

(3) 区政推進基金への寄付等

ア 大阪市区政推進基金条例（平成25年条例第69号）等

大阪市区政推進基金条例第1条には、各区のめざす将来像の実現に向けた施策その他区のまちづくりに係る施策の推進を図る資金に充てるため、大阪市区政推進基金（以下「基金」という。）を設置するとされ、第2条には、基金に属する財産は、寄附金、寄附財産の処分に係る収入その他一般会計からの繰入金をもって充てるとされている。

各区では、区におけるまちづくりのためのさまざまな施策の充実に役立てるため、寄附を募集している。

イ 寄附金

変更契約第4条に基づき、マルハンは、寄附金100,000,000円を平成26年5月30日に大阪市区政推進基金に納付した。

(4) 浪速区の指定する協議会等

平成26年8月28日に新世界地域活動協議会（以下「甲」という。）、新世界町会連合会（以下「乙」という。）、恵美地域活動協議会（以下「丙」という。）及びマルハンとは、平成26年5月14日付けで大阪市交通局とマルハンで締結した変更契約第3条第1項に基づき開催した大阪市浪速区の指定する協議会において、合意書を確認し、変更契約の第3条第2項に規定する合意が成立した。なお、交通局によると、上記協議会からのパチンコ店舗に対する反対意見は特にないとのことである。合意書の主な内容は次のとおりである。

ア 第1条

マルハンは、地域に対する協力の方策として、甲、乙及び丙の事業について、次のとおり費用を負担する。

(7) 甲及び乙に関する事業（新世界地域が予定している全ての事業）

A 総額金2,700万円

B 内訳 ・今後10年間のイベント協賛金として金2,000万円  
・カラー舗装タイル購入費として金100万円  
・新世界会館施設整備費として金600万円

(イ) 丙に関する事業

A 総額金900万円

B 内訳 ・恵美会館の部分塗装その他として金750万円を目途とする金額  
・防犯カメラ及び案内掲示板の設置として金150万円を目途とする金額

## イ 第2条

マルハンが負担する甲、乙及び丙の事業にかかる支払いは、次のとおり行うものとする。

マルハンは、前条第1項第1号の事業にかかる費用総額金2,700万円の負担として、乙に対し、平成26年9月30日までに金900万円、平成27年3月31日までに残金1,800万円を乙の指定する口座に振り込み、甲は、マルハンが乙の指定する口座に振り込むことをあらかじめ承認する。

マルハンは、前条第1項第2号の事業にかかる費用の負担として、丙が当該事業にかかる事業を請け負わせる事業者に対し、施工業者の請求に基づき、平成27年3月31日までに、総額900万円の範囲内で支払うものとする。

## (5) 本件土地の今後の進捗予定

平成26年8月8日付けで建築確認済証が交付され、施設の建設が進められており、交通局によると、平成26年12月にパチンコ店及び飲食店が開業予定であり、平成27年2～3月に量販店及びコンビニが開業予定となっているとのことである。

## 2 監査対象局の陳述

本件土地の売却にあたり、地元から平成19年9月に、地域に賑わいをもたらす企業であること、地域と協調関係を持てる企業であること、閉鎖することがあってもその期間を最短にすること、通天閣の眺望の妨げにならないよう配慮願いたいことの以上4点の要望が出され、フェスティバルゲート入札参加者審査会において、この要望を加味した、賑わいや地域コミュニティを促進する機能を有することや地域社会との共存共栄に配慮することなど、計画に係る7つの条件を設定した。

また、本市の不動産売却の一般的なルールである、売却後5年間は風俗営業法にかかる事業を禁止する条件などを設定した。

これらの条件を遵守しなかった場合のペナルティとして、売買代金の3割（マルハンとの原契約においては約4億4,200万円）を違約金として支

払うよう定めた。入札の状況は、平成21年1月に実施した入札では、3者からの申込みがあり、入札参加者審査会で、交通局が設定した条件や入札参加資格との適合性の有無を審査のうえ、入札参加者を2者と決定し、同月30日に入札を実施した結果、マルハン1者が入札に参加し、同社が14億2,000万円で落札した。

入札時のマルハンの事業計画は、ボウリング場を中心に、シミュレーションゴルフや次世代型カラオケなどで構成するスポーツ&エンターテインメントをテーマとした総合複合施設を設けるというものであった。

その後、平成22年11月にマルハンからボウリング事業は、全国的に低迷傾向にあり、核となるテナントが決まらず困難を極めていることから、基本設計の提出が遅れている旨の説明があった。

交通局としては、再三にわたりマルハンに対し、計画の提出と、当初の計画どおり平成25年6月末までの施設開業について申し入れを行っていたが、同社による建物の解体や核となるテナントの募集が難航し、新たな計画が提出されたのは、平成24年9月であった。

マルハンから提出された新たな計画は、韓流をテーマとしたシアター、飲食店舗、物販店舗を中心とするもので、入札当初の計画に係る条件に適合していたので承認した。

なお、この時点での計画は、商業施設と駐車場を一体とする1棟案であったが、その後の検討で商業施設と駐車場を分離する2棟案に変更したい旨の申し入れがあり、平成25年3月に承認した。

また、同年7月、マルハンが韓流テーマパークについて、日本国内及び韓国でプレス発表を行ったが、施設の開業日については、交通局との協議が整っていなかった。

そして、本年1月、マルハンから、昨今の日韓情勢の影響で当初出店希望のあったテナントが辞退し、テナントが集まらないことから、韓流をテーマにした施設の開業は困難な状況にあるという話があった。

交通局は、マルハンからの申し入れについて検討を行いつつ、合わせて同社に対し、計画の提出と早期の開業を求めてきたが、本年3月12日、マルハンから正式に、日韓の政治状況等により事業として経済的にも社会的にも成り立ち得ないとの理由から、事業計画の見直しを行わざるを得ないため、事業履行期間の一定期間の延長を願う旨の申し入れがなされた。

交通局は、公募の方針である地域の振興・発展という面から、より多くの人々が集う複合施設をできるだけ早く開業させるため、事業履行期限直前まで交渉を行ってきたものの、売却後5年以内の施設開業に至らなかったことは誠に遺憾であった。

こうした状況の中、本年5月7日、本市の意思決定機関である大阪市戦略会議にその対応を諮り、議論の結果、マルハンに対し更に厳しい条件を課したうえで、平成27年3月31日までの事業履行期間の延長を認める内容で相手方と交渉することが決定された。



延長を認める理由は、第1に不動産売買契約に基づき、マルハンから仮に違約金を徴収したとすると、本市による事業のコントロールができなくなる結果、地域の振興・発展を目指し政策的に付した売却条件が無意味となり、パチンコ単体の施設となる可能性が想定されること、第2にマルハンからの事業履行期間延長願いの理由は、昨今の日韓情勢からすれば理解できること、第3に違約金の支払いについてマルハンとの間で訴訟となれば、長期の係争が想定されるとともに、確実に徴収できるとはいえないという弁護士の見解があったことの3点である。

また、新たに課すこととした条件は、第1に平成26年3月28日付けで本市に提出した計画に基づき、平成27年3月31日までに施設を開業すること、第2に地域の振興・発展のため、浪速区が指定する協議会にマルハン自身が参加し、地域に対する協力の方策について、3,600万円を上限に費用負担の協議を行い、本年8月31日までに合意すること、第3に地域を中心とした浪速区の発展に資するため、大阪市区政推進基金に1億円を寄附すること、第4にこれら3つの条件及び暴力団排除条例や転売時の承継条件に違反した場合には、違約金額を約4億4,200万円から4億8,300万円に増額のうち、支払うことの4点である。

このような、大阪市戦略会議の決定を受け、交通局はマルハンと交渉を行い、本年5月14日付けで不動産売買契約書の一部変更契約を締結した。

なお、大阪市区政推進基金への寄附については、本年5月30日付けで実施され、地域に対する協力の方策については、本年8月28日付けで浪速区が指定する協議会で合意されている。

また、マルハンは、量販店とテナント契約を締結し、平成27年3月31日までの施設の開業に向け、本年8月に建築確認を済ませ、現在、建設を行っている。

請求に対する見解については、請求人は原契約に基づく違約金の請求をマルハンに行い、1億円の寄附金を直ちに返却することを主張しているが、違約金請求の目的は、地域の振興・発展に資する計画を実現させることであり、履行期限を延長することで計画の実現が担保されれば、その目的は達成できることから、違約金を請求せず、不動産売買契約について一部変更契約を締結し、履行期限の延長を認めたものである。

また、この件に関し、大阪市戦略会議に諮るにあたり、2名の弁護士に確認したところ、履行期限を延長し、地域に貢献できる施設を建設させることにより、違約金を請求しないとするには合理性があり、裁量違反とはならないとの意見を受けている。

したがって、もとフェスティバルゲートの不動産売買契約書の一部変更契約について、交通局に違法不当な契約の締結または請求権の行使を怠る事実は存しないと考えている。

### 3 判 断

以上のような事実関係の確認、監査対象局の説明等に基づき、本件請求

において、次のように判断する。

- (1) 請求人の主張の要旨は次のとおりである。

マルハンは、当初の計画に記載のボウリング事業を取下げ、次に計画した韓流事業も白紙にした。また、原契約では、マルハンが、5年間はパチンコ店などの風俗営業は禁止することを取り決めていたが、5年を経過した途端にパチンコ店の開設に走った。原契約では、5年以内に何らかの施設を建てなければ、違約金を課すこととなっていたにもかかわらず、大阪市側は違約金を請求せず、異例な契約変更を受け入れ、違約金の代わりに1億円の寄附金と3,600万円の地域協力金で手仕舞した。原契約に基づく違約金の請求をマルハンに行い、1億円の寄附金を直ちに返却するよう求める。

- (2) 一方、交通局は、マルハンからの事業履行期間の延長を認めた理由は、第1に、「事業履行期間延長願い」の理由は、昨今の日韓情勢からすれば理解できること、第2に、風俗営業の禁止条項は当初5年間のみ有効であり、期間経過後は、当然に失効するものであること、第3に、原契約に基づき仮に違約金を徴収したとすると、本市による事業のコントロールができなくなる結果、地域の振興・発展を目指し政策的に付した売却条件が無意味となり、パチンコ単体の施設となる可能性が想定されること、第4に、仮に4億4,200万円の違約金支払いを請求しても、マルハンの支払いへの応否は不明であり、違約金支払い請求訴訟となれば、長期にわたる係争が想定され、確実に徴収できる保証もないという弁護士見解を得たこと、第5に、万が一、契約解除という事態に至った場合、地域の振興・発展を目的とした本件土地の利用という本来の目的達成がさらに遅れること、以上5点であり、そのことから原契約に新たな条件を付した変更契約を締結した旨主張する。

また、そもそも違約金請求条項は、地域の振興・発展に資する計画を実現させるための手段であり、履行期限延長の結果、事業計画が実現されれば、地域の振興・発展に資するという本来の目的を達成できることから、変更契約締結時には違約金を請求せず、履行期限の延長を認めようとして、新たな履行期限を守らなかった場合は違約金が発生するという内容の契約を締結したものである旨主張する。

- (3) 本件で、検討すべき問題点は、以下の2点である。

第1に、マルハンには当初の事業計画を実行する強い意思はなく、当初からパチンコ店出店を企図していた可能性があることから、変更契約の締結は違法不当なものと言えるかである。

第2に、期限延長と同時に、交通局がパチンコ店出店を認めたことは、原契約で風俗営業店を禁止した趣旨に反するのであり、すでに生じている履行期限徒過という原契約の履行義務違反を不問に付するものであることから、変更契約の締結は違法不当なものと言えるかである。

- (4) まず、マルハンには当初の事業計画を実行する強い意思はなく、当初

からパチンコ店出店を企図していた可能性があることから、変更契約の締結は違法不当かという点について、マルハンは、原契約において5年以内の風俗営業以外の事業開始を約したにもかかわらず、事業計画提出の遅延、内容変更を繰り返し、原契約の履行期限直前の平成26年3月12日に計画の変更及び事業履行期間延長を交通局に申入れ、結果として、5年以内には何ら事業を開始しないまま、原契約上禁止されていた風俗営業の一種であるパチンコ店の開業を提案したという一連の経緯から、マルハンが当初からパチンコ店開業を企図していたのではないかと推測されてもやむを得ない。

しかし、交通局から提出された資料には、当初計画していたボウリング事業実施のために、マルハンが近接ボウリング場の顧客利用度についての定点観測の実施、投資と売上見込の試算、300社以上の企業に対するテナント誘致活動等が示されている。これらの資料から判断する限りにおいては、マルハンが当初の事業計画を推進するために一定の経営努力を重ねたものの、経済状況の悪化等により最終的に断念したことが窺われる。

さらに、交通局から提出された資料には、マルハンが平成24年3月に提出した韓流事業の実現化に向け、70社以上の企業の代表者と面談、事業収支のシミュレーションの提示等を行っていたことが示されている。平成25年6月には、本市の関係部署に大規模建築物の事前協議申出書を提出していたが、一方で当時日韓関係が悪化の一途を辿っていたことは事実であり、マルハンが韓流事業計画の実現に向け一定の経営努力を払ったが、日韓関係の悪化を背景に韓流事業を断念したことも窺われる。

これらの資料と交通局に対する調査結果等からは、マルハンには当初の事業計画を実行する強い意思はなく、当初からパチンコ店出店を企図していたことを積極的に証明する証拠は確認できなかった。

- (5) 期限延長と同時に、交通局がパチンコ店出店を認めたことは、原契約で風俗営業店を禁止した趣旨に反するのであり、すでに生じている履行期限徒過という原契約の履行義務違反を不問に付するものであることから、変更契約の締結は違法不当かという点について、判例法理によると、契約の締結は、その目的や必要性、契約の締結に至る経緯、契約内容に影響を及ぼす社会的、経済的要因その他諸般の事情を総合考慮した、契約締結権者（本件では交通局）の合理的な裁量に委ねられている。これらの諸般の事情を総合考慮したうえで、なお、契約締結権者の判断が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものと評価されるときでなければ、当該契約の締結が法律等に反し直ちに違法不当となるものではないと解するのが相当である。

パチンコ店の開店を認めた点について、交通局は、これまでも同様の条件を付した土地売買契約が締結されてきたが、禁止条項の禁止期間を延長した例はなく、また、延長する明確な行政上の根拠がないので、5

年の経過により、パチンコ店を開業することは何ら問題はなく、また、違約金条項はあくまでも契約条項を順守させるためのものであるから、原契約の違約金条項に基づいて違約金を請求するより、違約金発生時期をずらして、契約条項の履行の確保を図る方が、売買契約を締結した当初の目的に適うし、加えてこれらの点については、法律の専門家から、交通局の判断に何らの問題はないという意見をj得ていると説明している。

しかし、禁止条項は、市から購入した土地に風俗営業店開業を安易に許容しないという趣旨で付された条件であるから、風俗営業を5年という時間経過後に開業することが出来るのは、一旦、契約どおりに風俗営業以外の事業が開業された後に限るのが、上記趣旨に沿う。したがって、事業の開業期限を延長するのであれば、原契約の内容に沿って、期限のみを延長すべきで、禁止条項は維持すべきである。交通局は、禁止条項の延長について明確な行政上の根拠がないというが、自動的に失効し開業が可能であるとの解釈を容認すれば、今後、開業しないまま5年間の禁止期間を意図的に徒過する契約当事者が出現する可能性も否定できず、禁止条項が形骸化する恐れも生じる。

本件に即して言えば、交通局の主張するように当然に失効したというよりも、本件土地の早期活用の実現化を優先し、延長期限内にパチンコ店開業も認めるために、禁止条項の延長は行わず、しかも延長期限内に開業するなら違約金も請求しないという積極的な判断を交通局が行ったと考えるべきであり、その判断が、諸般の事情を考慮して、裁量権の範囲内と言えるかどうかを検証し、変更契約の締結の違法不当性を判断すべきである。

また、延長期限内に開業するなら違約金を請求しないという点については、交通局は、弁護士に意見を求めたところ、違約金を請求しても、マルハンから違約していないと抵抗される可能性が高く、長期の係争も想定され、訴訟の結果、確実に取れるともいえないことから、違約金を請求することも問題があるとの意見をj得ていたと、説明している。

しかし、上記弁護士の意見でも、違約金の請求そのものについては可能との意見が付されているほか、そもそも交通局は、マルハンとの間で違約金についてどのような意見交換がなされたかを明らかにしておらず、違約金に対するマルハンの考えは不明であり、紛争が生じる可能性も不明である。また、弁護士が、マルハンの資力について特段の調査を行った形跡もなく、上記意見は、勝訴した場合の回収可能性についてまで言及したものとはいえない。

加えて、違約金に関するマルハンと交通局の交渉経過は、本請求の調査において、資料の提出はなく、明らかにjなっていない。以上の事情からすれば、弁護士の意見に重きを置いて、違約金請求を断念したのであれば、交通局の判断が妥当とまではいえない。

(6) 本件土地は、平成16年9月に当初の土地信託を終えてから、平成17年

には新事業者の事業計画が頓挫し、平成20年2月の入札も、落札者との間で基本協定を解除するに至っており、結果として10年近くが経過しているのであるから、地域活性化という観点から、一日でも早い開業が望まれていたのは事実である。

提出された資料から、経済的、社会的要因を考慮に入れ、計画の遅延、変更をやむを得ず交通局が了承してきたこと、また、契約を解除した場合、本件土地は交通局の所有となるが、再入札等を実施することにより、地域の振興・発展はさらに遅れることになることからすると、パチンコ店と量販店であれば、1年間の期限延長で開業可能であると言われれば、パチンコ店と量販店の開業を、地域の活性化という点から地元が受け入れるならば、交通局としては、違約金の発生時期を遅らせてでも、マルハンとの関係を良好に保ち、契約続行を選択するということには明らかに合理性がないとまではいえない。

そこで、交通局は、1か月の契約延長を2回繰り返したうえで、当初の履行期限徒過という履行義務違反が生じているのに、違約金を請求しないことにしてまでも、5年間は禁止されていたパチンコ店の開業を6年目に認めることの可否を、平成26年5月7日の戦略会議に諮った。

戦略会議は、市政運営の基本方針、重要施策その他の市政の重要事項について、都市経営の観点から迅速かつ戦略的に決定し、市政を総合的かつ効率的に推進するため、開催されるものである。

この戦略会議では、当初の約定通りに開業できなかったことに対するペナルティとして地域への協力金や大阪市区政推進基金への寄付金を支払うことを条件に、マルハンが5年間開業することもなく、パチンコ店を開業することを認め、違約金の発生する開業期限を1年間延長する内容の変更契約を、交通局がマルハンと締結することが確認された。

戦略会議が市長、副市長以下の重要メンバーで構成されており、市政運営の基本方針、重要施策その他の市政の重要事項について、協議する場であることを考えると、その議論や決定は、全市的なものと考えべきで、裁量の範囲は広く、その判断は尊重されるべきである。

したがって、戦略会議の決定に従った交通局の変更契約の締結は、その判断が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものと評価されるときにはあたらず、当該変更契約の締結は、法律等に反し、直ちに違法不当とは言えない。

- (7) 交通局から入手した限られた資料から判断すると、交通局が、当初5年間禁止された施設の建設を認め、かつ開業期限の延長を認めて結果として違約金の発生時期をも遅らせる内容の変更契約を締結したことは、明らかに違法不当とまではいえず、変更契約は有効に成立しているため、マルハンに対しては、当初の契約に基づいて、違約金を請求することはできない。

また、結果的に原契約の違反について、違約金の請求を行わないとい

う判断が、違法不当ではない以上、交通局が本市に、違約金相当額の損害を与えたとは言えない。

よって、交通局が違法不当な契約の締結を行ったとする請求人の主張には理由がないと判断せざるを得ない。

#### 4 結 論

以上の判断により、請求人の主張には理由がない。

(行政委員会事務局監査部監査課)

(平26.11.27揭示済)

## 公 告

### 大阪市水道局公告第7号

条件付一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成26年12月5日

大阪市水道局長 玉井得雄

#### 1 担当

〒559-8558 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号  
アジア太平洋トレードセンター(ATC)ITM棟9階  
大阪市水道局総務部管財課  
電話 06-6616-5457

#### 2 入札の性格

本件入札は、3に掲げる物件について、4に掲げる期間により、条件を付した契約で一時使用賃貸借するものである。

#### 3 入札に付する物件

土地

物件 番号	所在地	地目	貸付地積 (㎡)	指定用 途	予定価格<税抜> (賃貸借料月額)
①	大阪市北区南扇町7番1 (北側の一部) (大阪市北区南扇町6番 街区)	宅地	1,613.36	平面駐 車場	2,009,687円
②	大阪市鶴見区諸口6丁目 583番4内 (大阪市鶴見区諸口6丁 目15番街区)	水道 用地	775.32	平面駐 車場	223,383円

※ 予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まない。契約締結の際は消費税及び地方消費税相当額が加算される。

## 4 一時使用賃貸借の期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、事前に協議を行い、賃貸借期間の満了から1年毎の期間で更新することができる。なお、当初の貸付開始日から通算3年（平成30年3月31日）を超えることができないものとし、賃貸借料の変更はしないものとする。（※当局土地活用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではない。）

## 5 入札参加資格

個人及び法人

ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者及び大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者は、申込みの資格はないものとする。

## 6 入札実施要領の交付場所等

- (1) 入札実施要領の交付場所、入札参加申込書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

前記1に同じ

- (2) 入札実施要領の交付方法

公示の日から平成26年12月25日（木）まで

（日曜日、土曜日及び祝日は除く。）

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

前記1において無償により交付する。

- (3) 入札参加申込書の受付期間

平成26年12月8日（月）から平成26年12月25日（木）まで

（日曜日、土曜日及び祝日は除く。）

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

## 7 入札執行の日時及び場所

平成27年1月23日（金） 午前10時30分

午前9時15分から午前10時まで受付を行う。

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

アジア太平洋トレードセンター（ATC）ITM棟9階

大阪市水道局総務部管財課入札室

## 8 入札保証金

入札書に記入する入札金額（賃貸借料月額・税抜き）の3か月分以上

※ 入札保証金は、落札者を除き、開札後還付する。

※ 落札後の入札保証金は、契約保証金に充当する。

## 9 入札の無効

大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号）第26条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

（水道局総務部管財課）

## 共済組合公告

### 大阪市職員共済組合公告第26号

大阪市職員共済組合役員が次のとおり就職したので公告する。

平成26年12月5日

大阪市職員共済組合  
理事長 黒住 兼久

- |            |     |       |
|------------|-----|-------|
| 1 役員に就職した者 | 理事長 | 黒住 兼久 |
|            | 理事  | 坂本 篤則 |
|            | 理事  | 益 英之  |
|            | 理事  | 於勢 二郎 |
|            | 理事  | 黒田 悦治 |
|            | 理事  | 吉田 隆一 |
|            | 理事  | 上野 壽治 |
|            | 理事  | 中村 寿夫 |

- 2 就職年月日 平成26年12月1日

(大阪市職員共済組合庶務係)

### 大阪市職員共済組合公告第27号

大阪市職員共済組合組合会を次のとおり招集する。

平成26年12月5日

大阪市職員共済組合  
理事長 黒住 兼久

- |        |                    |
|--------|--------------------|
| 1 日時   | 平成26年12月17日(水)     |
|        | 午前9時15分から          |
| 2 場所   | 大阪市役所4階1・2共通会議室    |
| 3 付議事件 | 大阪市職員共済組合監事の選挙について |
| 4 その他  | 報告事項               |

(大阪市職員共済組合庶務係)

達



**達第68号**

大阪市緊急経済対策本部設置規程（平成20年達第20号）の一部を次のように改正する。

平成26年11月27日

大阪市長 橋 下 徹

第2条第5項中「都市改革監」を「大阪府市大都市局長」に改め、「、病院局長」を削り、同条第6項中「市民局長」を「経済戦略局長、市民局長」に、「計画調整局長」を「都市計画局長」に改め、「、経済局長」を削る。

第7条中「経済局」を「経済戦略局」に改める。

別表第1中「市政改革室」を「大阪府市大都市局、市政改革室」に改め、「、病院局」及び「都市改革監及び」を削り、「庶務担当課長」を「庶務担当課長（住之江区役所にあつては住之江区役所政策推進室長。以下同じ。）」に、「市民局市民部雇用・勤労施策課長、契約管財局契約部契約制度担当課長、経済局総務部企画課長」を「経済戦略局企画部企画課長、市民局ダイバーシティ推進室雇用・勤労施策課長、契約管財局契約部契約制度課長」に改める。

別表第2中「計画調整局」を「都市計画局」に、「市民局市民部雇用・勤労施策課長、契約管財局契約部契約制度担当課長、経済局総務部企画課長」を「経済戦略局企画部企画課長、市民局ダイバーシティ推進室雇用・勤労施策課長、契約管財局契約部契約制度課長」に改める。

**附 則**

この改正規程は、令達の日から施行する。

（平26. 11. 27揭示済）

**達第69号**

大阪市事務専決規程（昭和38年達第3号）の一部を次のように改正する。

平成26年11月27日

大阪市長 橋 下 徹

第14条第2号中「臨港地区」を「臨港地区（かつて臨港地区として定められていた区域を含む。）」に改める。

**附 則**

この改正規程は、平成26年12月1日から施行する。

（平26. 11. 27揭示済）